

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	宇 野 伸 二
書 記	近 藤 圭 代		

開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

まず、16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

質問事項は4項目でございます。一般質問を質問席より行います。

初めに、第3回目の新型コロナウイルスワクチン接種、第6波予防対策についてお尋ねします。

第1回目の新型コロナウイルスワクチン接種、16歳から64歳までの接種は11月末で終了しました。令和3年9月22日付で厚生労働省健康局健康課から第3回目の追加接種の体制確保について事務連絡が示されました。第3回目の新型コロナウイルスワクチン接種は、令和3年12月から医療従事者、令和4年2月から高齢者から行われると聞いています。接種について、国・県、瑞穂市、瑞穂市医師会と連携して実施するものですが、最新の第3回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制についてどのように進められていくのか、また経済対策も含めて、第6波に向けた交付金が来る予定です。具体的な市としての対応についてお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） おはようございます。

ただいまの若園議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

3回目の追加接種につきましては、国からの接種体制確保の指針に基づき、順次計画をしておるところでございます。まず先行接種を実施した医療従事者の方へは、既に接種券を発送しておりまして、勤務している医療機関などで順次接種が行われております。また、もとす医師会、歯科医師会、薬剤師会など、先行優先接種された方につきましては、1月中に接種期間を設けまして、集団接種にて接種を実施する予定でございます。さらに、高齢者施設の入所者及び従事者につきましては、各施設において施設医の方と接種日等々の調整の上、1月から2月

にかけて接種が進められるよう計画をしておるところでございます。

一般の高齢者の方についてでございますが、1回目、2回目の接種と同様に、個別接種と集団接種の併用で追加接種を進めてまいります。接種券につきましては、1月中旬に高齢者の方に一斉に発送いたしまして、2月いっぱいにはおおむね接種が完了できるよう、現在、もとす医師会と調整をしておるところでございます。

64歳以下の方、いわゆる一般接種という方々につきましては、2回目の接種完了日よりまして順次接種券を発送いたしまして、高齢者同様、個別接種と集団接種の併用にて進めてまいります。この一般接種につきましては、3月中旬に接種が始められるように、これももとす医師会と調整を進めておるところでございます。

なお、追加接種につきましては、いわゆるファイザー社製のワクチンとモデルナ社製のワクチンの交接種が認められまして、2種類のワクチンを使用することになります。この2種のワクチンにつきましては、おおむね半々で供給されるというふうに聞いておりますが、希望されるワクチンを接種できないなどの混乱が少なからず生じることを想定しております。つきましては、国の接種方針やワクチンの安全性などについて、事前に市民の方に丁寧に説明をしていく必要があるというふうに考えております。

また、2回目接種完了からの接種間隔について、8か月以上であるとか前倒しするなどの情報が出ておりますが、今後もこのような急な方針の変更が起こり得るものというふうにあらかじめ準備をいたしまして、もとす医師会と逐次調整を重ねまして、臨機応変に対応できるように体制を確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

今の若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、様々なコロナ対策事業を展開してまいりました。令和2年度につきましては、生活に困っている世帯や個人への支援として、児童手当の受給者への給付金、また水道料金の基本料金免除など、さらに地域経済の活性化の支援として、18歳未満の子育て世代、高齢者、障害者へのかきりん振興券の配付、さらにはプレミアム付商品券の販売、新型コロナウイルス感染症対策の周知や、市民から医療機関関係者への感謝を伝える庁舎の望楼ですが、そちらに市民からのメッセージの発信などを行ってきました。

令和3年度につきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症対策の周知として、これは映像とか音声が出るものですが、メディアランナーとかデジタルサイネージを活用した市民への周知をはじめ、中小企業、小規模事業者への助成事業とコロナ対策を展開してまいりました。市民の皆様におかれましては、感染確率の高い局面からの回避方法をはじめ予防方法等が理解さ

れまして、また感染した場合の対処方法も知れ渡るようになりました。今、大きな流れとしましては、変異するコロナと一緒に生きていく認識が定着してきております。

このような中で、第6波に向けた交付金の質問でございますが、交付金に関しましては、現在のところ交付されるというのは全く分からないことでもありますので、具体的なことは、今現時点では申し上げることはできません。御質問の内容としましては、瑞穂市としてはどうスタンバイを取っているのかということで、この点について回答をさせていただきたいと思っております。

前段に申し上げましたとおり、今まで実施した事業において、一度振り返りをしたいと考えております。例えば給付等とか補助金等で事業に該当しなかった方の状況を調べ、救済できる方法がないか等の検討が必要であるということを確認しております。例えば皆さん、今マスコミでも多いんですけども、今回の18歳以下の方の10万円給付にしても、将来のために貯蓄をしますよという意見もよく聞く状況でございます。大きな流れとしては、現在進めているキャッシュレス、消費者還元事業のような経済対策事業を軸とした事業の展開を検討していく方向性が市内の事業者の方への活性化ということもありますので、こういうものが適当であると考えておりますので、また商工会さんともよく調整しながら検討していきたいなということを考えております。まずは、調査とか研究に早めに着手したいというところを考えることとしております。以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 1番の質問のまとめとして、11月30日、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の感染者が日本で初めて確認されたと発表がありました。世界保健機関のテドロス事務局長は30日、オミクロン株出現を極めて深刻に受け止めていると述べ、警戒を呼びかけているところでございます。国内においては、オミクロン株がさらに増えないことを望んでおるところでございます。また、瑞穂市においては、第3回目の新型コロナウイルスワクチン接種が行われていくことを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

牛牧排水機場周辺の進捗状況と今後の整備についてお尋ねします。

平成31年3月に作成された瑞穂市防災読本によると、今から45年前、昭和51年9月洪水、台風17号と関東から四国に停滞する前線により、9月8日午後から14日の朝方にかけて、県西部で断続的に長時間にわたり大雨が続きました。瑞穂市においては、1週間で961ミリの降水量となり、特に牛牧小学校周辺では2メートル10センチの高さまでに水位が上がり、多くの家屋が床上浸水となりました。

昭和51年10月、穂積町広報では、床上浸水2,596世帯、床下浸水1,332世帯、町内の何と8割

が浸水しました。巢南町広報の9・12集中豪雨災害状況最終結果表によりますと、床上浸水109世帯、床下浸水196世帯となり、かつてない災害をもたらしました。9・12集中豪雨は、無残にも穂積、巢南に大きな被害を与えました。予想もつかない豪雨、今さらながらに身の震えを感じるところでございます。私は当時24歳のときでした。根尾川、揖斐川堤防から東を見ると、森、田之上、美江寺、十七条、十八条、古橋、横江地区は一面の湖、犀川、五六川及び長護寺川等の中小河川の氾濫により全町内が浸水し、大参事となりました。

9月13日午後6時、災害救助法が発動されました。9月16日には国土庁調査団、9月27日には衆参両院災害対策特別委員調査団が来町され、被災・被害状況を確認されました。これを受けて、国においては、この災害を教訓に、穂積地区、牛牧地区を水害から守るために、おおむね50年に1回程度起こる大雨を想定して、五六川、犀川の整備、犀川遊水地の河川改修が進められているところでございます。この犀川遊水地整備計画は、昭和56年に立てられ、今日に至っているところでございます。

犀川遊水地事業は、平成29年から牛牧排水機場の整備が進められているところでございます。令和3年度は、排水機場建屋の整備や五六川の樋門、起証田川の樋門の工事が進められているところでございます。令和3年11月11日に工事現場を見てきました。大きなクレーン、ユンボ、ブルドーザー、大型トラックが作業をしておりました。今後は、五六川・起証田川の付け替えの築堤工事が進められると思いますが、国・県の牛牧排水機場周辺の進捗状況と今後の整備スケジュールについて、宇野調整監に答弁を求めます。

市として、牛牧排水機場周辺整備事業に負担金を支出しておるところでございます。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） おはようございます。

ただいまの若園議員の牛牧排水機場周辺の進捗状況と今後の整備についてお答えさせていただきます。

犀川遊水地事業の一環として、五六川牛牧地区内水対策事業というものが議員御紹介のとおり実施されております。これは、犀川に流れ込む五六川や起証田川の河川断面を拡幅するとともに、牛牧排水機場、牛牧樋門、牛牧排水樋門や築堤護岸の整備が含まれております。これらの整備は、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所が直轄工事として進められております。牛牧排水機場の整備に伴う移転に併せて、排水能力を増強するため、瑞穂市も費用を負担し、委託事業として進めておるところでございます。

排水機場は、平成31年度、令和元年度に当たりますが、地下部分の本体工事やポンプ、電気設備の機器の製作を行って完了しております。令和2年度からは、地上部に当たります排水機場の上屋工事を進めているところで、今後は機械設備の据付け工事を予定しているということ聞いております。

また、牛牧樋門と牛牧排水樋門の進捗といたしましては、今年度、樋門ゲート、扉のほうを設置いたしまして、引き続き樋門の上屋工事に取りかかる予定と聞いておるところでございます。

これらの構造物工事が終わり次第、起証田川及び五六川を付け替えた後、現牛牧排水機場の撤去を予定しております。本事業によりまして、牛牧地区の内水排除に大きく寄与することが期待されております。

また、犀川遊水地事業に併せ、岐阜県においては、五六川の河川改修が計画されております。昨年度は、下五六橋周辺から五六閘門周辺の測量及び護岸の詳細設計が行われ、早期に工事着手するための準備が進められております。今後も、国・県と調整を図りながら、安全・安心な治水対策を図るため、工事の早期完成を目指してまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、昭和51年9・12集中豪雨は、無残にも穂積、巢南に大きな被害を与えました。当時、巢南、穂積町において8割の家屋が浸水し、甚大な被害をもたらしました。この災害が二度と来ないためにも、犀川遊水地事業、平成29年から牛牧排水機場の整備が進められています。計画が順調に整備されることを望んでいるところでございます。

次の質問に移ります。

定員管理計画及び係制導入についてお尋ねします。

令和3年度予算においては、瑞穂市の成長戦略の柱として、少子高齢化が一層進む中、2040年問題の対策として、地方創生の3つの拠点づくりを進められているところでございます。1. JR穂積駅周辺整備、2. 犀川遊水地事業、3. (仮称) 中山道大月多目的広場整備事業を位置づけして整備が進められているところでございます。また、公共下水道瑞穂処理区施設整備事業については、令和2年度から公共下水道瑞穂処理区事業に着手し、令和8年度中の一部供用開始を目指していく計画です。そうした中で、大型事業を行うためには、職員の定員管理を見直し、職員を採用すべきです。3つの地方創生の事業と下水道事業の大型事業を進めるには、職員が不足しているのではないかと考えます。早く補充すべきです。定員管理計画についてどのように考えておられるのかお尋ねします。

係制の導入についてお尋ねします。

現在の体制から係に移行すると聞いていますが、その利点と効果について、また今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） おはようございます。

それでは、ただいまの若園議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、瑞穂市は、現在進めている、また今後進めていかなければならない大型事業を多く抱えていることは周知の事実でございます。また、今後も高度化、多様化する市民の行政ニーズや地域課題に対応した質の高い行政サービスを提供しつつ、職員の健康管理に配慮し、働きやすい労働環境を維持していくためには、適正な職員数を確保していくことが重要だと考えております。令和3年3月に策定された瑞穂市定員管理計画は、職員総数について施策方針や事業展開によって増員を行うなど、状況に応じて柔軟に対応できる職員体制を維持することを目的としております。計画は、令和3年度から令和7年度の5年間の目標を示したものであり、具体的な内容といたしましては、一般行政職の令和3年4月1日の職員数231人を基準として、毎年3人ずつ増員を図り、令和8年4月1日には15人増の248人を目標としております。この目標達成と並行して、業務量の増加、業務内容の複雑化、職員の健康管理、長時間労働の改善、有給休暇の取得、育児休業の取得推進などを総合的に考慮しながら、今後の職員採用を進めてまいります。

続いて、係制の導入について、現在のグループ制から係制へ移行する利点と効果についてです。

係制の導入については、総務課内の検討チームで検討し、職員からの意見を受けて取りまとめています。その中で、当市におけるグループ制の問題点として、各課に多くの課長補佐や総括課長補佐が配置されていることにより、組織としての責任の明確化が図られていない状況が見受けられました。それぞれの業務について指示系統の不明確な状況は、課長補佐や総括課長補佐自らがマネジメントをしっかりと行えていない状況につながり、課長の指示待ちの状況をつくり出していきました。それにより、課長の業務が多忙となり、組織マネジメントや部下職員の育成などに細やかに目配せできていない状況が発生しておりました。

このような状況を改善するために、係長を中心とした指示系統へ移行することにより、係長がリーダーシップを発揮し、係内部でのきめ細やかなフォローや目配りが可能となり、そのマネジメント能力を発揮することによって本人の能力がアップし、それとともに部下職員の人材育成を行うことができ、組織全体の士気が高まり、仕事への意欲向上や組織の活性化へとつながっていくと考えます。

また、市民目線から、所管する業務が市民の皆様からの問合せ先や相談先が分かりにくいという御指摘がございました。そこで、市民目線での行政サービスの提供、効率的な行政運営、市民からの信頼される行政を目指し、これらの諸課題をクリアし、分かりやすく責任を持った業務遂行を可能とするべく、令和4年度から係制を導入したいと考えております。

今後のスケジュールについてですが、現在、各所属と係の設置等について調整を進めております。まとめ次第、組織図（案）を作成いたします。また、12月下旬には係制導入に関する

職員説明会を実施する予定としております。部課長級対象、総括課長補佐、課長補佐を対象とした2部制で行い、係制導入における制度の徹底を図ってまいります。年明けからは、市民の皆様向けに係制を導入することで、これまでよりも分かりやすい市役所業務となる旨を周知すべく、広報やホームページなど情報提供を行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、令和3年度予算においては、2040年問題の対策として、地方創生の3つの拠点づくりが進められています。公共下水道瑞穂処理区施設整備事業が順調に推進するためにも、定員管理が進められることを望んでいます。

質問の最後ですが、次の質問に移らせていただきます。

市民の健康維持増進と地域活性化のためのゲートゴルフ推進についてお尋ねします。

平成15年、穂積町と巢南町合併時に、瑞穂市スポーツ推進委員によって考案されたゲートゴルフ、グラウンドゴルフとゲートボールの既存の道具を使用して、子供から大人まで、いつでもどこでもいつまでもできる軽スポーツのゲートゴルフ、11月28日に開催された第10回市民ゲートゴルフ大会前に、より多くの市民の皆様がゲートゴルフを知って楽しんでいただけるように、11月20日、ゲートゴルフ審判講習会が開催されましたので参加してきました。

スポーツ推進委員の方は、ゲートゴルフを推進するために丁寧に説明され、受講者の方々は楽しく生き生きと受講されてみえました。受講閉会の挨拶でスポーツ推進委員長より、皆様それぞれの地域でゲートゴルフを導入し、新しい場をつくっていただき、スポーツ実施率の向上とともに健康維持増進と地域活性化のために先導していきたいと思いますと挨拶がございました。ゲートゴルフの課題と対応について、瑞穂市オリジナル軽スポーツであるものの、今後はどのように普及活動をしていくのか課題となっています。実施しやすい環境とハード面の充実を図ることが大切です。教育委員会生涯学習課として、軽スポーツ人口を増やすためには、今後どのように推進、指導していくのかお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） おはようございます。

それではお答えいたします。

瑞穂市オリジナルの軽スポーツでありますゲートゴルフにつきましては、瑞穂市スポーツ推進委員会が中心となって推進しておりますが、普及活動を3点に絞ってお答えいたします。

まず1点目ですが、各地域、各自治会への展開としまして、宮田地区や美江寺地区では、コロナ禍以前は毎年ゲートゴルフの大会を地区全体の行事として、または地区全体の行事の一部に組み込んで開催してまいりました。コロナ禍以後は、この地区での開催を再開し、ほかの地

区へも広げていきたいと考えております。

2点目ですが、出前講座による展開としまして、高齢者サロンや瑞穂総合クラブ、市内小学校へのゲートゴルフの講座を開催していきたいと考えております。コロナ禍以前には、1度、牛牧小学校の5年生の総合的な学習の時間でゲートゴルフの体験をしていただいたことがありました。

3点目ですが、行事、大会による展開としまして、若園議員も参加されたゲートゴルフ審判研修会を定期的を開催することで、ゲートゴルフ実施の運営スタッフを増やしまして、ルールやスコアのつけ方だけでなく、コースの作り方で研修していただきたいと考えております。また、市民ゲートゴルフ大会も今年度に引き続き毎年開催しまして、自治会や市内のグラウンドゴルフの各団体を通じて、参加者の拡大を図っていきたく思っております。

いずれの方法も、現在はコロナ禍のため活動が休止しておりますので、コロナ禍以後に再開できるよう準備を進めてまいりたいと思っております。議員御指摘のハード面の充実を図ることも大切ではありますが、以上のように、まずは普及活動に重点を置いて進めてまいりたいと思っております。

さらに、ゲートゴルフだけでなく、市民のスポーツ実施率を上げるために、令和2年3月の社会教育委員の会の答申書にもありますように、いつでもどこでも誰でもが楽しみ、満足感、充実感を得られる運動としまして、ウォーキング・エクササイズを瑞穂市の生涯スポーツとして普及させていくよう準備を進めております。ゲートゴルフと同じく、瑞穂市スポーツ推進委員会が中心となって、各小学校区にウォーキングコースを作成しております。これらのコースをウォーキングマップにして市民に提供したり、ウォーキングイベントを開催したりして、気軽にスポーツを楽しんでもらえるよう計画立案しまして、第2次総合計画に定める日常的に運動に親しむ市民の割合の令和7年度目標値の60%達成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問4のまとめとして、スポーツ実施率の向上を図るためには、ゲートゴルフを推進することが大切だと思います。瑞穂市においては、65歳以上が令和3年10月末においては21.7%です。市民の健康維持推進と地域活性化のためには、市民が軽スポーツを行えることを望んでいるところでございます。

今回は、4つの質問事項について質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（広瀬武雄君） 16番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時45分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私、本日、質問は大きく4点あります。お手元の議事日程のほうに記載のとおりでございます。

まず第1点、市民が歴史に親しめる散策路としての中山道の安全確保ということについて質問をさせていただきます。

先月11月ぐらいから、土・日を中心に十数名程度のグループの方々で中山道を歩かれてみえる、そんな姿をよく見かけるようになってまいりました。これは、当然、コロナの非常事態宣言が解除をされて、その間、旅行などができなかった方々が一斉に動き出した、そんなことがあると思います。お話を聞きますと、関東方面からのグループの方が多く見受けられます。また、中山道を歩くといったツアーも幾つか企画されているようであります。私も道筋におりますと、たまたま通りがかったグループの方から、こんなものを頂きました。これは、埼玉県にある草加山の会というグループの方々で自分たちでグループをつくって歩いているということです。先週なんかも20名程度のグループが往来されているというような今状況になってきています。そんな形で、この瑞穂市を訪れる方が多くなっているようでありますけれども、しかし、この中山道歩行者に対する安全確保については、非常に危険なところという問題も現実にあります。

まず最初の質問ですけれども、最も初歩的なことではありますけれども、車道と路側帯の区画をする白線が消えている、そんなところがあります。中には薄くなっているといったところもあります。具体的に言いますと、美江寺五六町交差点から本田松原交差点付近まで、ここはほとんど白線が消えているところがあります。また、歩道との関係もありますけれども、生津馬場地域の中山道も非常に見づらくなっている現状があります。わざわざ遠方から来ていただいている方々にこれがどういうふうに見えるのか、そういったことも考えざるを得ないと思います。そういった意味では、こういったことについては、早急に白線を引き直す、そして日常的な点検もより重点的に行っていく必要もあるのではないかと思いますけれども、そういったことについての市の見解をお尋ねしたいと思います。

以下につきましては、質問席のほうから行いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

関谷議員の御指摘の中山道だけではなく、市内の区画線が経年劣化により薄くなって通行に支障があり、危険な箇所につきましては、区長さん、自治会長さん、また市民の方からの要望や御指摘もいただいておりますが、職員のほうで現地を確認しながら、指定通学路を最優先に早急に引き直しを行い、安全確保に努めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、通学路を中心というお話がありました。それは当然なことでありますけれども、こういったところも、先ほど指摘もさせていただきましたように、よりきちんとした点検をお願いしておきたいと思います。

そして、この中山道、どうしても古い道でするので狭くなっている。そして、新しい道ができてきているため、本来の中山道が分かりにくくなってきているところがあると思います。また、道自体、どうしても真っすぐではない、途中で大きく曲がっているとか、そういったこともありますので、道に迷うケースも非常に多いのではないかと考えております。中山道を歩かれる方が道を間違えたり、手持ちの地図などに注意が行って、車などへの注意がおろそかになるなど、通行の安全に関わる事態も生まれていると思います。

こういったことを防止するために、県内でも岐阜市の加納地域、あるいは各務原、中津川などで中山道をカラー舗装する工夫がされているところも目につくようになってまいりました。岐阜市の加納地域の地元で出されている機関紙などを見せていただきますと、東京から見えた方がこんなふうにカラー舗装してあるとはすごいというような評価も出されているということも聞いてまいりました。もちろん町並みとの景観の調和といったことも考えなければならないと思いますけれども、瑞穂市内の中山道を全面的にカラー舗装にして、通行される方がしっかり歩きやすいような形にしていくのも一つの案ではないかと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 御提案をいただいたとおり、中山道をシンボルロードとしてカラー舗装化を行うことは、散策を楽しまれる方々にルートが分かりやすくなり、大変有効であると思います。以前も、産業建設委員会のほうで鶉沼宿のほうの御視察をさせていただいたことがあります。とてもすばらしいものでありました。しかしながら、全線にわたり路面全体をカラー舗装にて着色することは事業費が高額となることや、現在路線の一部が岐阜県管理と

なっている主要地方道岐阜・巣南・大野線と重複している箇所などもありますので、現在のところは計画はございませんが、今後も既存の舗装補修や区画線の設置により安全確保に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 昨日、松野貴志議員の公園整備に関する質問の中で、答弁といたしまして、美江寺から呂久まで、今後、点ではなく面というか線というか、そういった形で整備をしていきたいというようなお話もありました。例えば、こういったところを取りあえずそういったものも考えてみるというのが一つのやり方ではないかと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 中山道、先ほど関谷議員も御紹介がありましたとおり、特にここ数日というか、ここ一月ぐらいが観光バスでお見えになってみえて、多分小簾紅園から、メインとしては美江神社までのところを特に散策をしてみえるのかなとは思っています。そういう意味で、以前ですが、散策路が分かりにくいというところで、中山道の県内統一看板を設置したり、あと小簾紅園につきましては、昨日少し御紹介をしました公園の大幅な再整備などを行いまして、観光客の方に楽しんでいただけるような対策を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君に申し上げます。

通告以外の質問は慎んでいただくようよろしくお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 昨日、せっかく話を聞きましたので、こういったこともあってもいいのではないかという提案も含めてさせていただきました。

次に行きます。

この中山道に関わって「穂積町史」が発行されておりますけれども、この通史編の上巻164から173ページでは、第5章第7節として1節を設けて、本田代官所、あるいは川崎平右衛門についての記載がされております。「穂積町史」の中では、代官所の所在地については、この付近にあったという地図も示されているところでもあります。しかし、その具体的なものについては、どこでも明らかにされていないというのがこれまでの状況でありました。

ところが、まだこれは私としては伝聞段階でありますけれども、東京大学にある未整備の古文書の中から、本田代官所内の見取図が見つかり、また通行手形、それから川崎平右衛門の直筆と見られるものが出てきたというお話を聞くことができました。

本田代官所のそれに記載してある見取図を見ますと、代官所の中では、中山道の南側から順番に、北に向かって代官所が造られていて、代官が住んでいる部分を中心よりも北側にあると。南側には、当時の下男下女と言われた人たちが生活をし、一番南側に牛馬のつなぎ場があるというような地図が出されております。そして、その東側にある中川、今は非常に狭いところになっていますけど、当時は川幅も2倍程度はあったと思いますけれども、その中川から船着場が造られていて、その代官所へ入る。この地図でいくと大門と書いてありますけれども、そこに行く石段が記載されております。私もそのお宅をお伺いしますと、その石段も残っている、そしてその前後の石垣、確かに普通の私たちが見るような造りではない、割としっかりした石垣がまだ現存していると。そういったのを見せていただきました。

これまで、こういった資料というのは、どちらかというと大きなところでの古文書の分析というのが進んでおりましたけれども、近年では地方でも地元の歴史についての掘り起こしをしていこうといった機運が非常に生まれてきていると。この古文書を読み解く講座などについても、ひそかなブームになっていると言われております。また、この瑞穂市でも、市民の自主講座でもふるさと研究会というのがあったりと、地域住民の関心が高まってきていることがあると思います。

こういった中で、こういった分野での研究、今後ますます進んでいく可能性があると思います。この瑞穂市内においても、個人ごとに小グループでこのような取組が進められているようでもありますけれども、市としても積極的にこういったものをサポートし、その輪を大きくしていくことが必要ではないかと思えます。こういった調査・研究が進んでいくことは、いわゆる観光資源として考える場合でも、そのベースとした、しっかりとしたものがあるということになってきますので、そういった意味で、こういった地域での調査・研究について、市の取組状況といったものについて現状などをお話ししていただければと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 中山道及びその周辺に関する調査・研究へのサポートについての御質問ですが、先ほど関谷議員の御紹介いただいたのは、どちらかというと本田地域の御紹介となっておりますが、現在、美江寺宿と小簾紅園にはそれぞれボランティアガイドの方がいらっしゃいます。これは、市民の方で積極的にボランティアをやっていただいておりますというふうに捉えてもらっていいかと思えます。

商工農政観光課では、ボランティアガイドの方と随時連絡を取り合っております、調査・研究も含め、ボランティアガイドの方が求められる支援を必要に応じて行っております。また、担当課では、旅行会社などからの依頼に応じまして、観光客とボランティアガイドの方をつなぐ取組を行っているほか、旅行会社に対しまして、ボランティアガイドの活用について積極的に営業を行っており、ボランティアガイドの方の活躍の場が増えるよう支援を行っているところ

ろでございます。

また、県内の中山道の宿場がある自治体等で構成します美濃中山道連合では、合同でイベントを行うほか、宿場間の情報交換を行い、それぞれの宿場の魅力を高め合うよう研究に取り組んでいるところでございます。以上で答弁とします。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、瑞穂市の取組としては、どうしても美江寺から呂久辺りを中心ということがありますけれども、先ほどお話がありましたように、中山道連合ということで考えれば、やっぱり道としての考え方が非常に大きなものではないかというふうに思います。

そういった中で、中山道、そういった観光資源としての側面と生活道路としての側面、両方からやっぱり検討していく必要があるのではないかと考えております。観光資源としても、瑞穂市の場合、現実的には宿泊客を呼び込むというようなことではなく、通過していく観光客の方、あるいは市民の健康づくりとセットにした散策路的な位置づけといったものが大きいのではないかと私は考えております。そういった意味では、先ほど言われましたほかの宿場町との連携を深めていきながら、道としての活用が重要ではないかと考えております。

一方、生活道路としても、地域住民にとっては重要な道路になっております。例えば私の住む中山道の本田地域、特に西町、中町、東町、ここの道は今非常に狭くなっております。歩行者が1人歩いていけば、そして自転車が通っていれば、車のほうは慎重にならざるを得ない、今そんな状況で道を行き来しているのが実際であります。しかし、一方、歴史的に見れば、この地に代官所が置かれ、通行改めの門が設置をされていた名残でありますので、この部分を逆に広げてしまうということは、歴史的遺産、史跡としての価値を下げってしまう問題も片やにはあると思います。こういった中で、地域住民にとっても、またこの地を歩かれる方にとっても、交通安全の確保、非常に喫緊の課題でありますけれども、こういったところの安全確保について、どのような考えがあらわれるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 関谷議員のおっしゃるとおり、生活道路としても重要な役割を果たしております中山道でございます。議員御指摘の区間につきましては、道路境界いっぱいまで建物や工作物が建ち並び、さらには中川に渡河する橋梁も若干狭くなっている状況となっております。現在の道路の幅員の中で歩道を整備し、歩行者及び自転車などの交通弱者を分離することは、道路状況から考えても非常に困難であると考えております。

そこで、現況の道路幅員で歩行者及び自転車などの交通弱者の安全を確保する方法としましては、先ほどの回答と同じになりますが、区画線により車道と路肩の区分を明確にすることや横断歩道手前にカラー舗装を行うことで、自動車運転者にスピード抑制を促し、注意喚起を行

うことで安全確保に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 非常にこの問題については、私、地域でもなかなか頭が痛いところがあります。昨日、森清一議員の交通安全対策についての質疑の中で、ゾーン30プラスというようなお話もありました。こういったことは直接にはなかなか適用できるのは難しいと思っておりますけれども、こういったことも参考にしながら、地域での話合いも進めて、より安全なものを一緒になってつくっていきいけるようにしていきたいなと私も思っているところであります。

それでは次に、高齢者の支援策について質疑をさせていただきます。具体的には、運転免許証を返納された方の交通手段の確保、あるいは補聴器購入の助成事業ということについて質問をさせていただきます。

まず現在、瑞穂市内での公共交通機関は、みずほバスが4路線、そして岐阜バスの大野穂積線、名阪近鉄の安八穂積線、そしてそれとは少し性格も違いますけれども、高齢者の方や障害者の方へのタクシー助成事業といったものがあるわけです。こういった取組の利用状況、経費、そういった現状と今後の課題というのはどんなものがあるか。そして、特に路線バスでの負担、これは決算と予算を見ますと、令和2年度の決算では、大野穂積線232万、安八穂積線630万、合わせて860万でありましたけれども、本年度、令和3年度の予算では合わせて1,762万、900万ぐらい大きく膨らんでいるということもあります。この点も含めて、現状と今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

みずほバスの現状につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行する前までは順調に利用者は増加しておりましたが、令和元年3月より影響を受け減少しております。それを受けまして、現在、みずほバス、安八穂積線ともに障害者割引、運転免許証自主返納者におきましては、証明書提示で運賃を半額にする施策、さらにはシルバーカードの発行を開始しまして、12月8日時点で80人の申込みを受けております。今後もより一層バスに親しんで利用していただけるよう、企画の実施や啓発をしていきまして、乗客の増員を目指したいと考えております。

一般的に、このみずほバスと路線バスの課題でございますが、共通の課題があります。通勤通学での朝夕の利用は多いんですけれども、日中の利用者がどうしても少なくなるということが上げられます。この課題に対しましては、みずほバスにおきましては、今年度少しでもバスに親しんでいただくこうと考えまして、乗車運賃を無料とする企画を実施しました。2つあります。4月は高校生を対象にさせていただきましたし、9月から10月の2月にわたって、75歳以上の後期高齢者の対象の方々を無料とする企画を実施いたしました。その結果、高校生は780

人の方が利用していただきましたし、後期高齢者の方々は600人の利用がありました。こうしたことを積み重ねて、少しでも乗客が増えるよう事業を展開していきたいと考えております。

今年の数字ではなくて、来年度なんですけれども、みずほバスのほうは4つ路線がありますが、8,400万ぐらいの見込みをしています、4年度ですが。そして、安八穂積線は1,400万ほどです。大野穂積線が269万8,000円ということで今積算をしているというところがございます。ただ、コロナで落ちてきましたけれども、平成30年度の2万7,792人に安八穂積線も今伸びようとしているところであります。元年度はどうしてもコロナの影響で落ち込んでいましたので、2万2,000ぐらいということで5,000人ぐらい落ちているんですけれども、安八穂積線のほうは今、平成30年度の2万7,000人に近くなってきていますので、何とか今復活している、戻りかけているという兆しが見えております。

それから、安八穂積線につきましては、大垣桜高校への生徒さんとか、安八方面への通勤で利用する乗客が占めております。確かに安八穂積線の負担額、名阪近鉄さんにお払いする金額なんですけれども、1,400万ということで来年度も一応見込んでおりますが、その辺が高いのではございますが、やはり安八町さんと協議をしまして、高校のほうの方々を守ってあげる、高校生を助けてあげるというのも、穂積駅を抱えているやっぱり瑞穂市のほうの使命としてもありますので、広域の方々、穂積駅圏域の方々も救うというのもあります。隣の岐阜市なんかやっぱり公共交通機関で岐阜市というのは県都ですし、やはり主要な駅を抱えておるところの使命であるということもありますので、近隣のまちと協議しながら考えていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、企画部長のほうから御返事いただきました。特にこの安八穂積線、確かに大垣桜高校への通学としては非常に意義があると私も思っておりますけれども、正直言いまして、安八温泉まで使っている方がどの程度あるかとなると非常に疑問を感じるころであります。そこに1,400万ほどのお金を投入するというのも、果たして費用としての効果としてどうなのか、そこら辺はちょっとお互いに知恵を出し合ってやっていくべきことではないかなというふうに私は思っております。

先ほども説明がありましたように、みずほバス、通勤・通学バスとしての役割がやっぱり一番大きいと私も思います。先ほど御指摘がありましたように、昼間の状況については、もちろん便数等の関係もありますけれども、非常に利用が少ない。そういう中で、高齢者への配慮ということでされましたけれども、なかなかそれを根本的に変えていくところまではまだまだ十分行かないのではないかと。むしろ思い切って、みずほバスの役割を通勤・通学用ということで割り切って考える。朝夕のみにするといったことも発想としてあっていいのではないかと。そう

しますと、市内を循環するという発想ではなく、穂積駅に直行する路線の運行も考えられるのではないかと。そんなことも一つの提案だと思います。

そうした中で、免許証を返納された高齢者の方々、今後当然この数が増えていくわけでありますけれども、こういった方々への支援というのが基本的にはデマンド交通制度といったものを創設しないと、現実的になかなか解決しないのではないかと私は思っております。こういった点で、こういったことについての御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

デマンド交通につきましては、これまでも検討を行ってまいりましたが、デマンド交通の利点として、一般的には中山間地域や人口の低密度地域の需要に有効というふうに言われておるかと思っております。全国的に導入をしております市町村を見ますと、そういった地域でのコミュニティバスの代替えとして運行している自治体も多いというふうに考えております。そうしたことを鑑みまして、当市におきましては、コミュニティバスを運行してまいりまして、かねてより路線の増設、あるいは定期的に運行路線の見直しなどを行うなど、利便性の向上も図ってまいりました。特に学生からお年寄りまでの幅広い方に利用されてまいりまして、市民の方にとって重要な交通手段であると考えております。

先ほどの企画部長の答弁にもございましたが、これにはそれなりの費用もかかっております。また、これに加えてデマンド交通の運行も加わるとなると、またさらに費用がかさむことが想定をされております。したがって、ただいま御提案をいただきましたデマンド交通につきましては、その特性や費用等をしっかり考慮しますと、なかなかすぐに当市での導入は難しいと考えておりますので御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、デマンド交通については、中山間地での利用が多いというふうなお話もありました。しかし、実際には、この近隣市町では様々な取組、工夫がなされているところでもあります。こういった経験をお借りして、住民にとってよりよい交通体系をどうつくっていくのかといったことを考えていく必要があるのではないかと思います。コミュニティバスとの併用ということにつきましても、海津市とか輪之内町も多分そうだと思いますけれども、そういったところの経験も生かしていく、そういったこともあっていいのではないかと思います。

ただ、こういった問題については、一朝一夕にできるようなことではないということも当然のことだと思います。みずほバスのコミュニティバスをどうするのか、そういったことも含めて、総合的に市の交通体系をつくっていく。こういったことを市民的な議論と合意形成を図り

ながら、導入の工夫をしていくことが必要だと思います。そういった意味では、当面の対応としては、運転免許証がない方への高齢者の便宜を図る高齢者タクシー利用助成制度を当面は充実させていくことが必要ではないかと思っております。

本巢市では、一月当たり500円の乗車券を4枚配付、年間で行きますと48枚配付するということでもあります。また、北方町では、町内タクシー助成制度として、75歳以上で免許証を持たない方全員を対象にして、400円乗車券が年間50枚配付されていると。そして、それとは別に、病院間タクシー助成制度というのをつくられて、通院のための支援もされているようでもあります。これは75歳以上であればどなたも対象ということで、例えば岐阜大学病院には1,500円、日赤や岐阜市民病院には1,200円、県病院には2,000円というような乗車券が年間24枚配付されるという話も、これはインターネット上の調査で直接確認はしておりませんが、そのようなことが記載をされています。

そういった意味も含めまして、この瑞穂市においても様々な改善点が必要ではないか、そんなふうを考えております。例えば現在、瑞穂市の高齢者タクシー利用助成制度は、75歳以上で対象者及び対象者と同一世帯に属する配偶者が自動車運転免許証を有しないという条件となっております。これは、前の条件からすると大きく前進をしたと思えますけれども、この配偶者という条件があると、夫婦といえどもお互いの行動が違うという現実的な問題もあります。そういった意味では、それぞれの都合に合わせて、免許証を持っていない方への行動範囲を広げていくということについて考えるならば、この配偶者が自動車免許証を持っている場合は対象にしないという条件の緩和というのはあってもいいのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 高齢者タクシー助成制度の改善をということでございますが、まず昨年10月から、議員御指摘のとおり大幅に見直しを行いまして、要件を緩和しておるところでございます。緩和前は、令和2年9月末の数字で行きますと、132人の方にタクシーチケットを交付しておりましたが、令和3年9月末、緩和後におきましては581人と約4.4倍になりまして、よりたくさんの方に有意義に活用をしていただく制度というふうになったかと考えております。したがって、これ以上の緩和については、財政等々のことも鑑みまして、慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。

この制度につきましては、タクシー費用を補助するという面もございますけれども、1枚当たりの助成額540円につきまして、当初初乗り分相当を補助するということになってございます。そういった中で、ただいま配偶者の方への要件緩和ということでございますが、それにつきましては、過去の答弁にもございましたけれども、御夫婦で御一緒にというところも考えてございますので、当面のところはこのままで留め置きたいというふうに考えてございます。以

上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 配偶者の問題については、例えば条件をなくした場合、極端に倍になるとか、そういうことでもないと思いますし、実際使われる方も、これまでの状況で見ると、頂いたものの半分程度しか実際には使っていない、後生大事にしまっているという実態もあると思いますので、どの程度の今後費用になっていくのか見極めながらも、こういったことを一つ条件として考えていくことが非常に重要ではないかと思っております。ぜひそういった意味での御検討も併せて今後お願いしておきたい。

あと、そのほかにも、交付枚数、これは年間24枚、要は月に1回行って帰ればそれで終わりということになってしまいます。そういった意味では、せめて1週間に1回ぐらいは欲しいなという声も現実にはあると思います。そういった意味で、この枚数、あるいは1枚当たりの金額についても、やっぱりタクシーというのは、なかなかこれまで、私もそうですけれども、やっぱり気軽に使うという習慣がないという状況もあります。そういった意味では、気軽に使えるということも含めて、そういった金額の面でもよりアップをすとか、そういったことも今後考えていく必要があるのではないのでしょうか。

例えば、こういったことをすることによって、タクシー会社も当然増収になっていきます。それから、高齢者の方が行くお医者さん、あるいはスーパーにとってもお客を増やすという利点もあると思います。そういったところでの協力も要請をすといったことでの費用削減も考えながら、そういった工夫もあっていいのではないかと思っておりますけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問は、交付枚数の増、あるいは1枚当たりの助成額の増ということかと思えます。これにつきましては、議員御指摘のとおり、1枚当たりの助成額は初乗りの分で現在ございます。そもそもこのタクシー助成の目的というところを振り返ってまいりますと、自宅での閉じこもりをなくし、外出する機会を増やそうというところを設定をしております。したがって、どんな枚数が適当であるか、また助成額の増が適当であるかということにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、今年度の要件緩和をしたところがございますので、しばらくはこのまま様子というか進捗状況を見まして続けていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 続きまして、手続の上の問題なんですけれども、昨年10月から新しく

更新されたと思います。そういった段階での申請の方法について、例えばそういった方々が新たに免許証を取るということは普通は想定されないと思いますので、その辺の手続について簡素化というか、簡単な形で気軽にできるようになっていかないものかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの手続の簡素化という御提案でございますが、私どもも確かにそういう点は考えていかなければならないなというふうには思っております。しかしながら、この制度は、申請時におきまして、施設や病院に入院、入所している方については対象外としておりますので、そのことを確認するためには、やはり毎年しっかりと申請をしていただいて、こちらとしても確認をしたいということを考えてございます。そういった点で御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私が思いますに、施設に入られた方が普通の状態に戻るというのは、なかなか現実的には困難であると思います。そういった意味では、電話なり手紙などのことで意思確認をするという程度で事が進んでいってもいいのではないかというふうに思っております。一度御検討をお願いしたいと思います。どちらにしても、高齢者の方に家の外に出ていただく機会をいかに増やし、健康寿命を延ばしていくのか、そういったことに大きな役割があると思います。ぜひそういった意味でも、よりそういったことが実現できるよう改善のほどよろしくをお願いしたいと思います。

次に、高齢者の問題で、加齢とともに音が聞こえにくくなる、いわゆる老人性の難聴の症状というのは、程度の差こそあれ、高齢者の方のおよそ半分程度がこういったことが現れてくると言われております。これを聞こえないままに放置をしておきますと、周囲との円滑なコミュニケーションが取れなくなるだけではなく、それが認知症の原因にもなるということも医学的にも大分明らかになってきているところではないかと思っております。しかも、この老人性難聴というのは、初めのうち本人が気づかないということがあって、会話とかコミュニケーションを取っていく中、あるいはテレビ、ラジオの音が不自然にあまりにも大きいということで、家族の方、その周囲の方から気づく、そういったことが大きい病気ではないかと思っております。これがさらに進行しますと、耳鳴りがするとか、会話が聞き取れないとか、こういった自覚症状も現れてくるといふふうに聞いております。

しかし、今現在においては、この難聴そのものを治療するということはできないというふうに聞いております。補聴器をつけるか、人工内耳というものを手術で装着させるか、そういった方法しかないと言われております。一般的にはこういった補聴器を使うという場合が多いと

思います。この補聴器は、医療機器ではありますけれども、健康保険というものは適用されていないのは皆様御存じのとおりだと思います。しかも、この金額、10万に行かないものもあれば、50万を超えるような非常に高いものまで非常にばらばらな状態であります。中には幾ら高価なものを購入しても、医師などのサポートを受けないまま装着しては、その機能が十分に活用できない。結果的にはあまり使わずにどこかに忘れ去られてしまうという話も時々聞くことであります。これは何ととっても厄介なのは、この聞こえにくいという状態に本人の耳が慣れ、本人の脳のほうもそのように合わされてしまっているということですので、補聴器をつけるだけではなく、そういった耳や脳の機能の改善をさせることも必要になってまいります。

そういった意味では、難聴について、あるいは補聴器の使い方についての正しい知識をしっかりと得ていく必要があると思います。そういった知識の普及、それとともに、医療機関などのサポートを受ける、こういったことを条件にして補聴器の購入についての補助制度をつくって、より積極的に会話にお年寄りの方も参加できる環境をぜひつくっていきたいと思います。ほかの市町でもこういったことを既にされていると。前も一般質問の中でも例などを出されておりましたけれども、今後、認知症予防のためにも、こういった補助制度が必要だと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問でございますが、身体障害者手帳の交付の対象とならない高齢者の方への補助金の購入助成ということになるかと思えます。また、認知症予防との関連性のお話もございましたが、認知症との関連性につきましては、2年ほど前の新聞記事にも出てあったことを記憶してございます。そういったことを含めまして、県内の状況でございますが、現在、補聴器の購入助成制度につきましては、飛騨市さんと輪之内町さんが行ってみえます。飛騨市さんにおかれては、お出かけ安心支援事業というそうでございますが、そういった現状でございます。当市といたしましては、こういったことも含めまして、国や県の動向、引き続き他市町状況など、あるいはまた実績やニーズなどを参考にしながら、制度の実施につきましては、老人福祉計画等々の進捗管理の場面等々で検討をしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 一つ一つの事業というよりも、総合的にどう考えるかということもあると思います。そういった意味では、そういうことも勘案しながら一つ一つの事業をしっかりと、高齢者の立場に立って進めていっていただけるよう、私のほうの提案も含めて御検討のほどよろしく願いをいたします。

では、時間がちょっとあまりありませんので、引き続きいきたいと思っております。

3つ目のテーマであります学校での生理用品の配付ということについてお尋ねをしたいと思
います。

生理の貧困という言葉が最近よく聞く言葉であります。これは、経済的な制約により生理用
品を買えない状態だと定義がされているというふうに聞きますけれども、特に今のコロナ禍の
下では、より深刻さをもたらしてきていると言われております。6月議会で若井議員もお話を
されておりましたけれども、学生を対象にしたアンケートでは、5人に1人が過去1年以内に
金銭的理由により生理用品の入手に苦労があったという回答がされていると言われております。
さらにこの問題、経済的貧困ということに加え、それだけでは解決しない知識の不足の問題、
あるいはこういったことへの社会的偏見、タブーといったものが存在しているという現実があ
ります。これがより問題を複雑化しているということがあると思えます。

そんな中で、内閣府男女共同参画局では、生理の貧困に係る地方公共団体の取組について調
査をしております。7月20日時点での概要によれば、全国で581の自治体が取組が始まってい
ると。一番実施をしている割合が高いのが広島県の79%、岐阜県では残念ながら14%だとい
う報告が出ております。県内で取り組んでいるのは、各務原市、本巣市などの6市町であります。
その主な取組は、庁舎や社会福祉協議会などでの生理用品を配付する取組というものがほとん
どだというふうに見ております。これの元は、防災用品の期限切れが近づいたものの配付、あ
るいは寄附によるものなどを利用しているというふう聞いております。そんな中で、こうい
った生理用品の取扱いについて、この瑞穂市の小・中学校の現場では、どのようなことがされ
ているかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 現在の市内の小・中学校での状況について答弁させていただきます。

現在、市内の小・中学校におきましては、保健室において常備しております。実際の使用に
つきましては、必要となる児童・生徒が養護教諭、あるいは学級担任に申出をしてから、受け
取って使用するというような状況になっております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 岐阜県においては、9月議会で第10次の今年度の補正予算が組みまし
て、コロナ対策の一環として、高校などにおける生理の貧困対策として422万円が計上されま
した。また、これは一過性に終わらせるのではなく、今後も継続して取り組んでいきたい、そ
ういったことも明らかにされております。

また、6月の県議会において、公明党の澄川議員、共産党の中川議員の質問に対し、県の教
育長は、県内の小・中学校や県立高校、特別支援学校では、児童・生徒に配付するための生理
用品を常備しているが、その多くは保健室などで教員から受け取る形を取っている。しかし、

教員が配付をするという方法では、児童・生徒が人目を気にして申し出ることが難しい場合もある想定されているため、県立高校のうち1校と高山市立の小・中学校では、トイレに生理用品を備え置くという形を取っているそうです。今後は、この取組を参考に、県立高校、特別支援学校において、児童・生徒に返却を求めず、気兼ねなく生理用品を手にするができるよう検討していくと6月の議会に答弁され、そして9月の補正予算につながっていったと思います。

そして、さらに市町村に対しては、県での検討状況や先進的な事例を紹介しながら、各学校の状況に応じた対応ができるよう働きかけていくといったことも答弁をなされております。このような状況を踏まえ、生理用品の配付を瑞穂市でも小・中学校の女子トイレに、自由に持ち帰ることができるような形での設置をしてはどうかと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員のおっしゃるように、保健室に常備してはおりますが、おっしゃるとおり、子供にとって、申出をして受け取るという方法がやはり困難、ハードルが高いと感じる児童・生徒もいるのではないかということは考えております。そこで、現在、教育委員会で検討しておりますのは、まずは市内の小学校、中学校で1校ずつトイレに常備するという方法で試験的に運用したいというふうに考えます。この運用の結果によって、成果や課題を基にして、今後どのようにするかということは考えていきたいという状況でおるところでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、教育長からは、小・中学校でまずは試験的に運用して、その後、本格的にやっていきたいと、そういった御答弁をいただきました。ぜひ早急をお願いしたいと思っております。これは何といたってもやっぱり先ほど最初に言いましたように、社会的偏見、タブーといったものが存在している。なかなか家庭内でもそういったことが伝えられていない。そして、知識の不足、そういったこともあると思います。そういったことも含めて、ぜひ教育委員会を先頭に、各学校での自主的な取組をお願いしたいと考えております。

では、最後の質問に行きたいと思っております。

学校給食費等の負担軽減についてのことでございます。

学校給食費等の負担軽減について、昨年も私からも、ほかの議員さんからも提言があったところでございます。しかし、なかなか採用されていない実態があると思います。学校給食費、中学校では4,740円、小学校では4,020円、保育所では副食費を含めて4,500円というお話で、中学生1人、小学生が2人の家庭でありますと、合わせて月々1万2,780円となってまいりま

す。年間にすれば相当な額、十数万になっていくわけであります。

令和元年度の第1回瑞穂市総合教育会議の場において、学校給食費の補助について話合いが行われております。市長からは、保護者の方の負担軽減と安定した給食の提供ということを理由に、学校給食費の一部補助の実施についてという提起がされ、様々なニュアンスはありましたが、全ての委員さんから賛同が得られたところであります。しかし、これが実現せずに今日まで来てしまった。その間の経過もいろいろあったとは思いますが、改めて今のコロナ禍ということも踏まえて、これからの考え方、子育て支援という観点から、当面としては、例えば多子世帯への支援という形でこういったものを行っていったらどうか。小・中、幼稚園、保育所に在籍をする第2子については半額免除、第3子以降については全額免除とするのも一つの考えではないかと私は思っておりますけれども、この点についてどのようなお考えがありますか、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 学校給食費の負担軽減というところでございますけれども、まず最初に給食事業に係る経費について少し御説明させていただきたいと思っております。

毎年、給食費として保護者に負担していただいております食材に要する費用はおよそ3億円です。そのほか、安全で安心な給食を安定的に提供するために必要な施設の維持管理に要する費用や燃料費、人件費、食器などの更新や設備の修繕費などがおよそ3億円かかっております。年間で合わせますとおよそ6億円が給食を提供するためには必要な経費となっております。

次に、1食当たりに係る費用について御説明させていただきます。

毎年、保護者に負担していただいている給食費を1食当りに換算しますと240円です。それに対し、給食に係る経費を1食当りに換算しますと、令和2年度におきましては454円とおおよそ1.9倍であり、いただく給食費の倍の費用がかかっております。ほかには、給食センターは平成19年に竣工してから十数年が経過しております。そのため、今後、施設や設備の更新、備品類などの更新も始まり、これまで以上に費用がかかることも現実的です。

免除すべきとの御指摘でありますけれども、このような現状の中、現在、生活保護法に規定されております要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方につきまして、学校給食に要する経費などの就学援助を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に厳しい状況にある世帯に対し、緊急副食費援助、または就園就学緊急援助を保育所や小・中学校において行っております。このように子育て世帯の本当に必要な世帯に援助を行い、対応をしているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） もしよろしければ、今生活保護に準ずる世帯について支援をしているというお話がありましたけれども、どの程度それがあのかということ、あるいはもし分かれば、第2子以降のそういった免除を行うとどの程度の費用が発生するか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 申し訳ございません。そういった資料はちょっと今手元にないのでお答えすることができませんので、申し訳ございません。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ちょっとそこら辺のところ、こちらも準備不足で申し訳なかったんですけども、実際について見るとどの程度かということは非常に問題だと思いますし、現実的な実態もしっかりと踏まえて、今多分食材費の3億円を保護者が負担をするというような形で今進んできていると思いますけれども、そういった意味では、確かに全体では6億かかっているというお話ですけれども、しかし、一人一人の保護者にとっての負担というのはやっぱり大きいと思います。そういった実態について、これは貧困者だけということではないんですけども、多子世帯への支援という観点からこういった問題提起もさせていただいております。そういった意味での考え方、少し整理をしていただいて、今後の施策に生かしていただければと思います。

それでは、私の質問をこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） こんにちは。

議席番号2番、創緑会、藤橋直樹です。

ただいま議長に質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、依然として日本中、いや世界中がコロナ禍において混乱する状況下での議会です。落ち着き始めたかと思いきや、オミクロン株なる変異ウイルスの発生がまたまた危機意識が働く事態となっております。私たちの日常生活は、コロナ禍においても着実に毎日毎日が営々と営まれており、そこには日々の市民の生活の中に問題や課題があります。そうした点に目を向け

て、議員活動をしていかないと思います。

今回は、3点一般質問をさせていただきます。まず1点目は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する点をお尋ねします。2点目は、働き方とも関連性があるとは思いますが、子供たちがスポーツ活動に使用する学校施設の点検、整備についてでございます。3点目は、いじめに関する問題です。どれもこれも教育委員会に関連するテーマとなりますが、以下は質問席よりお尋ねさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、1点目の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてから順次質問させていただきます。

現状では、先生の過重・過大な勤務時間が問題視され、その中には部活動の顧問を受ける先生の平日の夕刻及び土・日、休日に及ぶ時間外勤務が肉体的にも精神的にも大きな負担となっている状況です。今まで当たり前のように思っていたことですが、先生の職業、労働者としての位置づけを考えると、働き方改革があらゆる職種で問われる昨今、目を向けずには通れない課題と思われます。昔の先生は、勤務時間に関係なく存在していたように記憶していますが、しかし、世の中が移り変わり、先生とはいえども一人の人間であり労働者であり、一定の安定した待遇の下、勤務する必要性を感じます。

そうした中で、子供たちの部活動問題が課題となるのもうなずけることです。私たちの時代にはスポ根ものが一世を風靡し、鬼コーチなどが根性で教え指導してくれた頃は、時間外などの考えはなかったように思いますが、時代は変わり、SDGsの言葉が飛び交う時代ですから、先生も持続可能な勤務体制に整備されないといけなく考えます。先般発行された議会だより74号、中学校の部活動の在り方について検討が掲載されました。

そこでお尋ねします。今回、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を市としてどのように進め、どのように導いていくお考えかをお聞きします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革ということで、市がこれからどのように進めていくかということでお答えさせていただきます。

まずは、去る9月の議会において附属機関設置条例に基づいて議決いただいた瑞穂市地域部活動検討委員会、この第1回の会合を12月2日に開催することができました。この委員会は、主に地域部活動の在り方に関して、必要な事項に基づいて協議、検討するといったことを目的にしております。この委員には、瑞穂市の文化協会、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの団体代表者、あるいは各中学校の保護者代表と校長、最後に朝日大学の教授といった方々で構成しております。第1回の12月2日の会合におきましては、部活動改革の趣旨についての共通理解を行い、市内の各中学校の部活動の実態とか地域のスポーツクラブ等への参加状況などを丁寧に、さらに具体的に交流したところでございます。このような話合

いを行った結果、課題が明確になってまいりました。

第2回は来年2月に開催する予定にしておりますが、今申しあげましたように、1回目に明らかになった課題について、各代表の組織のほうで検討し、結果を出し合い、交流する予定になっております。

今後の計画としましては、国のほうでは、令和5年4月から段階的に地域へ移行していくことを示しております。そのことから、瑞穂市としましては、来年度中、令和4年度中には、この実施へ向けて具体的な方策であるとか運用の仕組みといったものを構築、こういったことを行う予定であります。そして、令和5年度の4月から、休日の部活動を地域に順次移行していくことができるよう検討することとなっております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

私も改革の必要性は理解できますし、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であると思いますが、しかし先生に代わる技術、知識、資格を持った人材を世間に求めるのは至難の業と考えますが、市としての展望、スケジュール、先ほど少しお話がありましたが、市としてのタイムスケジュールをもう一度お聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 地域部活動に移行された場合の指導者についてということでお答えをさせていただきます。

現状としまして、市内の3つの中学校の部活動は、現在、合計で46の部活動がございます。また、それぞれの部活動において、社会人指導者を既に導入しておりまして、合計で43名の方にお世話になっていただいております。部活動によっては、複数の社会人指導者の方が配置されていることから、実際には46のうち、32の部活動において社会人指導者が配置されていることとなります。つまり、約7割の部活動において社会人指導者を既に確保できているという状況がございます。

この社会人指導者の方々には、毎年度、指導者研修を春先に受講していただいております。議員がおっしゃられるように、社会人の方は教員ではありません。よって、学校教育における部活動の在り方とはいかなるものかとか、例えば体罰であるとか、そういったことも含めて、十分に理解されていない方も中にはお見えかもしれません。

そこで、教育委員会としましては、平成29年度から、必ず研修を受講された方にしか社会人指導者として認めることはしておりません。研修を受けた方に対して委嘱するという形で来ているところでございます。先ほども申しあげましたが、研修では、部活動とはというような部活動の意義であるとか、体罰がいけないこと等、子供への声かけの仕方といったことを具体的

に研修内容として位置づけているところでございます。このことは、今後も継続して行ってきたいというふうに考えております。

議員が御心配されるような、いわゆる社会人指導者としての人材の確保でございますが、このような形で資質を高めながら、今後は、先ほどの地域部活動検討委員会の中でも、確保の仕方について検討、協議する中で、各団体の方々に指導者の紹介を依頼したり、あるいは市内外から公募したりという形を取ることで、全ての部活動において配置できるようにしていきたいという予定でおります。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

私自身もスポーツ少年団、子供を教えている立場ではございますが、子供たちと関わる楽しさ、喜びも理解できます。しかし、中学生となると、一定の指導力等を求められるとも思います。そうした人材を育成する場づくり、人材育成の仕組みづくりも、瑞穂市でなく県・国で考えるべきかとは思いますが、そうした動きがあるのでしょうか。これも少しはダブりますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほども御答弁させていただいたとおりで、現在活躍していただいている社会人指導者につきましても、各中学校から推薦をいただいて教育委員会が委嘱すると、指導力の向上を図るために、毎年研修も実施しているというところですし、今後、ほかのまだ未設置の部活動についても、地域部活動検討委員会のほうでも協議していくという予定でおるところは先ほどの答弁のとおりでございます。

今後、地域部活動という形で順次、土・日の部活動が移行されたとき、活動の運営主体は地域に移ります。議員が御心配されるのは、地域へ移ったときに学校から離れるのではないかとということで御心配いただいていると思いますが、活動そのものは地域に運営主体が替わっても、中学校の部活動であるという趣旨は全く変わりません。学校部活から地域部活というような形に変わりました、運営主体は地域に移りますが、中学校の部活動という考え方はそのまま継承されます。よって、人材育成であるとか人材確保につきましても、教育委員会としましては、まずこの土・日の運営主体となる地域との関わりを今後もきちんと維持していきたいというような仕組みづくりをしていくことが必要だというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

いずれにしても、子供たちのために義務教育があり、子供が中心、根底にあるべきと思いま

す。

引き続き2点目に移ります。

1点目はソフトの部分でございましたが、2点目は学校施設の点検、見直しについてお聞きします。

私も、先ほど申し上げました自分自身もスポーツ少年団に関わり長い年数となり、スポーツ少年団の活動の中でも、子供の打ったファウルボールが、グラウンドのネットが低いため、近隣の住家に飛んで度々苦情をいただくことがあります。また、ネットを越えて道路に落ち、通行する車が急停止することもありました。こういうことがあると、スポーツ少年団の役員、コーチ等が赴き、丁重に陳謝してくるのですが、結構きつい言葉で抗議されることもあるそうです。こうしたことは、市内の他のグラウンドでもよくあるようで、コーチ仲間でも頭の痛い課題と聞いております。

そこで、市当局は、私がさっき述べたような問題、これは野球のみならず、他のスポーツでもあると聞いておりますが、子供たちの活動等に伴う近隣住民との問題を学校、または教育委員会としてある程度把握しておるのでしょうか、そしてどのような対応をしているのかお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子供たちが所属する団体が学校施設を含む市内の体育施設などを利用して活動することによる問題は把握しております。例えば今おっしゃられたように、野球のボールが防球ネットを越えて民家まで飛んでくることなどがあります。また、体育施設は子供たちだけではなく、一般の方々も利用されておりますので、こちらの方々の問題も把握しております。こちらは、例えば大会などがあったときに駐車場がいっぱいになり、周辺道路に利用者が駐車することや、夜間や早朝に屋外のバスケットコートで騒いで遊んだり、ごみを捨てていたりすることなどがあります。

施設への直接的な問題ではございませんが、どの問題も地区住民からの電話連絡などをもらって確認しております。地区住民から連絡をいただいたときには、現場確認の上、それらの問題に応じて関係団体にお伝えしたり、施設に貼り紙や看板などを設置したりして、注意喚起を行って改善を図っておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

事は故意に起こすものではなく、偶発的に発生するもので、言わば事故のようなものですが、大事にはならず済んでいるのかもしれませんが、しかし、スポーツ少年団を指導している方々が

現に体験しておりますので、今回もお尋ねするものであります。事は偶発的に起きる問題とはいえ、施設が万全でないことは明らかでございます。とはいえ、どの程度のものなら万全というのも難しい要素があるようには思います。しかし、私の知る限りでは、物質的な損害もあるように聞いておりますので、今後も対応をお願いいたします。

そこで、先ほどの部活動改革がソフトとなれば、学校施設の点検、見直しを含めた施設整備のハードの部分に関連づけして、ソフトとハードの両輪で対応していく必要があるかと思いますが、そのところのお考えをお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 部活動改革につきましては、先ほど教育長がお答えしましたとおり、文部科学省から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を受けて、瑞穂市では今年度地域部活動検討委員会を設立しまして、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行に向けて協議、検討を始めております。議員御指摘のとおり、ソフト面、ハード面の両輪で対応していくことは必要だとは考えております。ハード面におきましては、学校体育施設のどのような部分を改善し、整えていかなければならないか、今後十分検討してまいりたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今後、いろいろ考えていただいて、設備のほうも見ていただきまして、いろいろ使われる子供たちの声を聞いてください。よろしく申し上げます。

さて、3点目について質問させていただきます。

先般、耳を疑う事件がお隣の愛知県で起きました。弥富市の市立中学校の校内で、しかも授業前の日中に起きたショッキングな事件です。初めは短絡的な事件のように報道されていましたが、徐々にいじめの疑いが報道されるようになり、事件の深刻さを改めて浮き彫りにしていますが、事の真相は現時点では定かではありません。多感な年代の中学生の問題で、耳にした同年代の子供たちも不安を覚えているという声を耳にしましたので、この事件に関して、瑞穂市の状況をお尋ねしたいと思います。

文部科学省では、いじめの問題の件数を、2019年度が61万2,000件で最多となっております。2020年度では9万5,000件も減少したとしています。その原因は、コロナ禍において、子供同士の接触が減ったことによるとされています。こうした実態を念頭にお尋ねさせていただきます。

最初に、コロナ禍で子供たちの接触が減少したことにより、いじめの認知件数が減少したとのことですが、その反面、家庭で過ごす時間が増えています。瑞穂市では、学習用でタブレッ

ト型のパソコンを貸出ししています。子供たちに利用方法について規制などしているとは思いますが、子供個人のスマホやパソコンでの利用状況を把握していますか。また、把握しづらいと思いますが、SNSなどによるいじめ問題、どんな対応をしているのかお聞きします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 子供個人が持つスマホであるとかタブレット等の利用状況を踏まえた現状についてお答えさせていただきたいと思います。

まずもって、令和3年度、本年度ですが、実施しました全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストというのがあるんですが、その中に質問紙という項目がありまして、様々な質問に対して子供が答えるところがございます。その一つに、携帯電話、スマートフォンやコンピューターの使い方について、家の人と約束したことを守っていますかという質問がございます。結果は、小学生が76.3%「守っている」、中学生で74.2%の生徒が「守っている」という回答をしております。これは、県の平均値、全国の平均値よりも高い数字となっております。個人で、自分自身が使える携帯等を持っていない子供も含めると、約8割の子供たちが家庭の中でのルールについて、適切に利用しているという実態はまずございます。

利用状況につきましては、なかなか市で調査は難しかったのですが、内閣府が令和元年度に実施したインターネット利用環境実態調査というのがございます。この中に、スマホなどの使用目的を問う項目がございました。全国的な傾向なので、恐らく同じような傾向を持つと思いますが、これを参考までに紹介させていただきます。どのような形でスマホを使っているか。1位は動画視聴、動画を見る。これが80.5%でした。複数回答ですのでほかも多いんですが、2番目に使っているのはSNSなどのコミュニケーションアプリ、これが80.3%です。同じぐらい、8割の中学生が動画視聴であるとかSNSを使っている実態が浮き彫りにされています。3番目に少し割合は落ちますが、70.6%の中学生がゲームという結果が出ております。これらが非常に多い状況で、子供たちは使用目的を持って、個人のスマホとかタブレット等を使っているという状況が分かってまいりました。

約束は守り、でも先ほどのような使い方をしている状況の中で、たとえルールを守っていても、いろいろなトラブルに巻き込まれる可能性はあります。各小・中学校におきまして、年間に複数回、情報モラル教育というものを実施しております。ここでは、事例を基にして具体的に専門家の方のお話を聞いたり、学んだりして、トラブルを未然に防ぐことができるような知識であるとか判断力を培うような情報モラル教育を行っておるところでございます。また、子供だけではなくて、PTAが中心となりまして、保護者向けの情報モラル研修会も実施している学校が今増えてきております。家庭との連携も大切にしながら、未然防止、事が起きてからではなくて未然防止に努めることができるよう、各学校では努力しているところがございます。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

以前、瑞穂市の貸出ししているタブレットは、SNSに接続していないということでお伺いしておりますが、しかし今子供たちの中では、今言われるスマホを持つ子供が多いようです。そして、SNSを利用したやり取りをしている子も多いということですが、この間、NHKの「日曜討論」でいじめ対策を取り上げておきまして、私も見ておりましたら、学級全体でLINEをやっており、すぐに返事しないと友達から何か言われるため、今ではLINEのやり取りは苦痛になっているという子もいるという相談を話していました。そんなような内容でしたので、そういう意味から、マスコミで取り上げるSNSによるいじめが瑞穂市でもあるんじゃないかなとお尋ねしようと思った次第でございます。

それでは、市内の学校では、今回、愛知県の悲惨な事件を受けて、何か取組をされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 愛知県の中学校の今回の事件につきましては、学校内で生徒が友達の命を奪うという、決してあってはならない痛ましい事件であると、本当に報道を聞いたときは耳を疑うような内容でございました。瑞穂市教育委員会におきましても、早速この事件について重く受け止めて、各学校で対応をきちっと確認したところでございます。内容としては3つございます。

1つ目は、危機管理体制の見直しということです。各学校の管理職であるとか管理責任者、この管理責任者というのは、例えば理科室の管理責任者となる先生、家庭科室の管理責任者となる先生を指しております。が、特別教室で保管している物品、例えば刃物であるとか、あるいは薬品であるとか、こういったものの管理状況を再度点検するよう指示をしたところでございます。全ての学校において、きちんとした管理をしていたということで、管理不十分ということはございませんでしたが、今後も継続的にこういったことを確認したいということをおおるところです。改めて、管理体制の見直しを行ったところです。

2点目は、子供の心の悩みに対し、引き続き丁寧に対応することです。各学校におきましては、いわゆる心のアンケートというものを基にした教育相談、あるいは問題行動に対する指導を行っております。子供の個別の状況が把握できますので、適宜それに対して丁寧に対応するというをやっておりますが、これさえやれば万全ということではありません。やっていたら全て把握できるという認識をする教師も出かねないとも限りません。

各学校におきまして、以前行った心のアンケートも再度見直して、一字一句もう一度読み取るような指示を出したところでございます。それにより、各学校では、気になる言葉を書いて

いるというお子さんに対して教育相談を実施したという報告ももらっております。そういった見直しをする中で、ふだん見落としがちなことにもきちんと目を向けるような、そういった子供の心の動きであるとか悩みに対して敏感にアンテナを張りながら対応するよう指示をしたところでございます。

3点目です。管理、管理ばかりでは大変でございます。子供の心の回復の場をつくりましょうという願いをしました。休み時間に、先生も学級の子供と一緒に汗を流しながら遊ぶ、あるいは学級対抗のレクリエーションをやる、時間をかけた準備が必要のないようなレクリエーションを行う、そういったことをお願いしたところでございます。休み時間、なかなか十分に動けない状況のコロナ禍でございますが、順番を変えるなどして、体育館やグラウンドをうまく活用して、あるいは学級会の活動の時間などもうまく活用する中で、子供たちが伸び伸びと、本当に無心に遊べるような時間も大切にしてほしいということをお願いして、各学校において、休み時間等を中心に心が解放されるような活動をお願いしたところでございます。

以上が今回の愛知県の事案を受けて、教育委員会から各学校に指示、お願いをした内容でございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

瑞穂市では、いじめの認知件数は、子供からのいじめ相談ポストに入れるほかにどのように認知するのでしょうか。タブレット型パソコンを貸出ししていますので、これをどうにか活用した何かよい方法で掌握できないかなということを検討されているのか、それもお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、藤橋議員の御質問にお答えいたします。

市におけるいじめ問題を対処する部署として、総務課では子どもいじめ相談ポストを設置、運用しておりますので、その関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

いじめのない明るいまちづくりを推進するため、穂積庁舎、巢南庁舎のほか4か所に子どもいじめ相談ポストを設置し、子供から大人まで、市民の方からいじめ情報シートをポストに投函する形でいじめに関する情報の提供を受け、市として早期に対応するよう努めているところでございます。

このたび、教育委員会において、生徒1人に1台のタブレット端末の使用が開始されており、今後は家庭に持ち帰って家庭学習を行うことができるようになるかと聞いております。まずは、児童・生徒がいじめを受けている、いじめに関する相談がしたいといった場合に、いじめに関する相談窓口の専用ダイヤルやメールアドレスなどをまとめたものをファイルとしてタブレッ

トに置き、悩んだときにはすぐに相談できる環境を生徒へ周知することから検討を始めていきたいと考えております。

今後、いじめ事案などの早期発見、早期対応をしていくために、教育委員会と協議を行い、既存の子どもいじめ相談ポストの運用とともに、タブレット端末を活用したいじめSOSを把握する方法についての環境整備の検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

小さなSOSを察知するというのも大変大事なことだと思いますし、ぜひともそういう窓口を増やして、タブレットを有効に使えればというふうに思っております。

長引くコロナ禍で、学校生活、家庭生活に多くの限界がある中、学校での友達との関わりが減り、不安定な気持ちになり、学校への意識に変化が起きているのではないかと心配するところでございます。そこで、いじめ問題に最大の事件が起きる前に未然に防止することが求められているように感じてはいますが、教育委員会のいじめ問題への未然防止の取組状況、そして苦勞している実態などお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教育委員会をはじめとする関係部署と連携しながらの中でのいじめ問題の未然防止ということでお答えをさせていただこうと思っております。

瑞穂市では、総務部、それから健康福祉部、そして教育委員会事務局、この3つの部署が合同で設置をさせていただいておりますいじめ問題対策連絡協議会がございます。メンバーの中には、弁護士の方であるとか医師の代表の方といった方も参加いただいて、年間2回開催しているところでございます。先ほどのいじめ相談ポストは、そういった形で総務部が担当ということで答弁いただいたわけですが、この会において、教育委員会からは、例えば市内の学校のいじめの現状、あるいはいじめの事案を具体的に報告しております。その上で、いじめ防止のための対策というものを審議していただいております。また、いじめ防止のいろいろな活動の進捗状況を踏まえて、今後の方向性についても検討させていただいております。

本年度につきましては、11月にこの会を開催したところでございますが、中心となったのが情報モラル教育です。議員が御心配のように、SNS等でのトラブルが今後も予測されるということで、このタイトルで年間を通じて行っているところです。子供たちがこの問題について、人ごとではなくて自分のこととして自覚して考えることができるような情報モラル教育であるとか、学校と保護者との連携についての御協議をいただいて、今実践につなげていこうとして

いるところでございます。

次に、学校における教育相談の充実、あるいは関係機関との連携強化を図ることができるような体制づくりにも力を入れております。先ほど申し上げました心のアンケートだけでなく、いじめアンケートといった直接的なアンケートも行っております。こういったアンケートの意義だとか実施方法、あるいは実施回数、実施するときの本当の配慮事項は何か、そういったことも含めて、アンケート実施後の対応の在り方についても、管理職だけでなく、生徒指導主事を中心とした担当教員も一緒になって、各学校においては全職員で共通理解をして、子供たちの心に寄り添った相談体制を整えるということを目指しております。しかし、先ほども申し上げましたが、これで十分ということはありません。アンケートを行った後、複数の目で一字一句漏らすことなく今読み取っているところでございます。

また、学校で起きたいじめ事案につきましては、教育委員会のほうへ随時報告を受けております。そして、その上で、対応について不足するような内容がありました場合には、その内容について指導、あるいは支援させていただいているというところでございます。いじめは、どの子供においても、あるいはどの学校でも起こり得るという認識を常に共通理解を図りながら、未然防止であるとか早期発見、そして迅速な対応といったことに努めているところでございます。

学校においては、軽微ないじめであっても早期対応に努めること、重大事態になる前にいじめの問題の解消を図って、学校が学校だけで問題を抱え込むことなく、関係機関と連携しながら対応に当たることを大切にしております。さらに、いじめはそれで解決というわけではありません。子供たちが、例えば謝罪の会を設けるなどして終わっても、その後の様子も報告を受けているという状況で、見届けをずうっとしているところでございます。

ほかの方法としましては、各学校において、年に2回、Q-U検査というものを実施しております。いろんな言い換え方があるんですが、このQ-U検査というのは、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートという言い方もできます。これを全ての学校で実施しております。学級の集団であるとか、あるいは一人一人の子供たちの実態について、より客観的に把握できるようにしております。

このアンケートの結果につきましては、専門家の分析が必要でございます。そういう方による研修も位置づけて、各学校では結果分析、あるいは個に応じた支援の生かし方というものを研修として行っております。いじめの未然防止につながる、あるいは望ましい人間関係づくりで温かい雰囲気のある学級づくりにつながれば、いじめも未然に防ぐことができるという考えから行っております。

望ましい人間関係づくりを充実するために、一人一人が自分のよさを自覚して、いわゆる自己肯定感とか自己有用感といったものを持つことができるように、あるいはお互いのよさを認

め合えるような人間関係づくり、こういったものを目指しております。

学校だけの教育活動ではなく、例えば地域にも出かけるMS活動、マナーズ・スピリット、中学校ではマナーズ・スピリット・ジュニアとか、あるいは小学校ではマナーズ・スピリット・キッズといった活動で行っておりますが、こういったものの充実に向けた指導、助言も今後も継続して行っていきたいというふうに思っております。

最後にですが、いじめ問題についての教育委員会の考え方としまして、いじめ問題は、どんな問題よりも学校長が最大のリーダーシップを発揮して、先頭に立って解決しなければならないという最重要問題というふうに考えております。何を置いても子供の命は守らなければならないという考えの下、各学校長においては、その自覚を持って、今、日頃のいろいろな教育活動に当たっていただいているところがございます。以上がいじめ防止に向けての教育委員会をはじめとする関係機関を連携する中で行っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。とても分かりやすい御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今回、教育関係の問題や市のお考えをお尋ねしてきました。大変よく分かりました。いじめ問題、学校長がリーダーでやっていくと。本当にそういうことがよく分かりました。今後とも頑張っていて、いじめをなくすということはまず無理でしょうけど、少しでも早く見つけられるような対策などをお願いしていきたいと思えます。

今回、部活動改革、学校施設の充実化、最後に一番私が聞いたかったいじめ問題、どれも主役は子供たちです。少子高齢化の時代に向けて、ますます少子化が進む状況で、国も行政組織にこども庁を設置するような動きがあつて、少子化対策は待ったなしの課題でございます。

そんな状況を受けて、本日質問した事項は、予算措置も必要な課題もあります。市当局の厚い御配慮、厚い施策が新年度予算に反映されることを希望しまして、私の本日の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時01分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

松野藤四郎議員が質問に入られる前に、松野藤四郎君に申し上げます。

現在、本会議の初日に懲罰動議がかけられ、懲罰委員会にて審査をしているところでございます。その点を踏まえまして、発言には慎重かつ細心の注意をもってしていただくことをよろしくお願い申し上げます。

地方自治法第132条には、議員は、無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとなっておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それでは、どうぞ。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議事日程のとおり、2点について質問をします。

1点目は保育所整備・3歳未満児について、2については市街化調整区域における住宅建設、この2点について質問いたします。

まず初めに、保育所整備・3歳未満児についてでございます。

平成28年度に策定された瑞穂市保育所整備計画によりますと、未満児保育が実施できていない、かつ老朽化した保育施設、ここでは穂積保育所と牛牧第1保育所であります。

牛牧第1保育所は定員90名、そして未満児が受入れできていない。また、調理室がないなどそれぞれの事情があります。

また、小学校区に保育所がない生津小学校区については、平成32年度を目標年次として民間事業者による運営を活用とした公私連携型保育所として整備計画されました。そして、待機児童解消では、国は3分の2、市は12分の1の援助などがあります。

また、保育料は公立保育所及び幼稚園と同一であり、平成31年4月から公私連携型認定こども園、ほづみの森こども園に移行し、3歳未満児等を受入れできる保育所になりました。開園後、アンケート調査では90%以上の保護者が、園の対応、保育環境や給食など、とても好評価を得ていると回答されております。

そこでお尋ねしますが、平成30年9月、そして令和2年6月議会で牛牧第1保育所、そして生津小校区の保育所の新設についても早期に決定し早く着手したいが、場所などが決まっていないと、このように令和2年6月議会で答弁されているが、現状と今後の整備計画について伺います。

また、教育委員会、都市整備部、市民部が集まり、建設用地の確保のために調整会議を開催されていると思いますが、会議録などの閲覧ができるのかお尋ねします。

以下については質問席から行います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） それでは、松野議員の御質問にお答えさせていただきます。

す。

議員御指摘のとおり、29年3月に策定しました瑞穂市保育所整備計画に基づき、未満児保育実施を目的とした牛牧第1保育所の新設と、校区内での保育施設から小学校へのつなぎをつくることを目的とした生津小学校区での保育施設の誘致について進めております。

現在は牛牧第1保育所につきまして、9月議会において用地購入のための補正予算が可決されましたので、地権者の了承を受けまして、先日はありますが、15日には土地の境界の立会いを行いました。今後は用地購入に向けて順次進めてまいります。

また、都市整備との協議ということは、何もそういったところはまだ行っていませんので、ここで御説明します。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 牛牧第1保育所については、先ほど述べられましたような経過ということですが、生津地区についてはいかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 牛牧第1保育所につきましては令和7年4月に向けて今進めおりますが、生津小校区につきましては、場所の選定など今検討しているところであります。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 生津小校区についてはそのようなお話ですが、一応平成32年度を目標年次にしておられるわけですね。目標年次として32年度と、こう言っておられるんですが、今、令和3年ですが、これは早急に、やはりそういった校区に保育所がないということですので、いつですか。いつ頃の予定にしてあるんですか。平成32年度と、一応目標の年次としてあるんですが、それ以降経過しておられるんですが。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 平成32年度を目標にしているというのは、整備計画をつくられたときに穂積保育所を進めていくに当たって、大体おおよそ5年を計画的な周期として考えたという形で32年をまず目標としておりました。

今後、生津につきましては、牛牧第1保育所のこともありますし、令和8年度または令和9年度には開園ができるようには進めていきたいとは考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） はい、分かりました。

次に行きます。

令和4年度の保育所入園者については、12月から各保育所で説明会などがあります。

そこで、希望する保育所に入園できなかったお子さんや保護者に対する支援はどのようになっているのか。表面上は3歳未満児の待機児童数はありませんと、このように言われておりますが、特定の保育所を希望して待機する方などは入所待ちとなっている。令和3年11月1日現在、66名であると言われております。それは、待機児童数は国基準で提出されている児童であり、ゼロ歳は16人、1歳児は20人、2歳児は26人、3歳児は1人、4歳児が3人ということで、計66名であります。

また、特に当市は合併以降、中京圏、名古屋市等周辺への交通の利便性から転入者が多くなりました。緊急措置として保育士の増、あるいは仮園舎、農協の建物などの公共施設の一部を使用するなどの検討をされていますか。

また、未満児保育を増やすには、施設を確保すると同時に、ゼロ歳児は3人に1人の保育士、1歳児から2歳児は6人のお子さんに対して1人の保育士が必要となり、未満児保育を実施するにはより多くの保育士が必要となるなど課題がありますが、現状についてお伺いします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 瑞穂市の中でも、子供の多い地域が限定されていることや、保育所の規模、設備などの違い、また保護者自身の就労状況やお子様の育ちについて好まれる保育所の状況など、保育ニーズは多様化、複雑化しております。

保育所の申込書には、第1希望から第5希望まで記入ができるようになっております。全ての方に第1希望で内定をお出しできれば一番よいのですけれども、やはり希望には偏りが生じまして、希望の集中する園を第1希望にされた多くの方は第2希望、第3希望で内定となってしまう現状があります。

利用施設の決定については、「保育所・保育施設利用あんない」にもお示ししております保育施設入所基準によりまして、公正・公平に審査を行い、保育の必要性認定・指数の高い順に決定させていただきました。令和4年度4月入所を第1申込期間にお申込みいただいた方につきましては、第3希望までの施設で御案内をさせていただいたところでございます。

内定通知後の御相談につきましては、御事情をお聞きし、現時点で御案内できる施設を可能な限り提案させていただいております。

また、受入れ枠の拡大につきましてというところですが、施設だけではなく、多くの保育士の確保が必要となります。全国的に保育士不足のため、瑞穂市でも潜在保育士の獲得を目的に研修を行いまして努力しておりますが、非常に厳しい状況ではあります。

緊急措置としての松野議員の御提案もなかなか難しいところではありますけれども、引き続き保育所整備計画の推進に努めるとともに、これまでも市内に3つの小規模保育施設を誘致し

ました。待機児童の解消に努めてまいりました。小規模保育施設につきましては、今年も1件誘致することができまして、10月には開園したところでございます。

今後もニーズの高い穂積駅周辺や南小校区などへの小規模保育施設の誘致に努めてまいりたいと思っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次ですけれども、これは現実のお話をするわけですが、先日保護者の方から相談を受けました。2歳児ですが、第1希望は駄目になり、第2を勧められました。この方はシングルマザーの人で、子育てや毎日の生活で大変困窮の状態とのお話でありました。一度、教育委員会が窓口ですので、実際に説明されたらと返事をいたしました。後日、12月上旬、幼児教育課に行かれ、管理者と思われる方からは通り一辺倒のお話であった。保護者の身になっての相談事に当たっていない。働き方を含め、本当に悩んでおられる。入所に当たっての基準、いろいろなことがあるかと思えますけど、面談など、これはどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 保育所の入所につきましては、利用希望者に配付しております「保育所・保育施設利用あんない」に掲載している優先基準表に基づきまして、優先度が高い順から案内しております。独り親世帯につきましては、両親がいる世帯より高い指数加算がありますが、そのほかの指数加算によりまして優先された方々で定員が充足されまして、希望の施設を御案内することができませんでした。入所調整結果につきましては、保育所担当者で素案を作成しました後、教育長まで決裁を得た後に通知しております。

面談は、全員の方々には行っておりませんが、お子さんの発達状況や健康状態により集団保育への心配がある方は保健師、または保育所長により面談を実施しています。それ以外の方は申込みの受付時に入所に際して御不安はないかどうか確認しまして、個々の事情を記録しまして、入所調整の参考としております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に行きましょうかね。

この方は第2希望という園になるわけですが、第2希望園は私立で、入園時に服装等で約6万円が必要と聞いている。そういった方に対する支援策などはあるのか。国では、財政再建に逆行するようなばらまき政策を進めているが、そういった市民の切実なる相談事などについて、担当課で対処されているが、教育長までそういった声が届いているのかお尋ねをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 入園時に必要な費用につきましては、各施設で定めておりますが、徴収の際には保護者に十分に説明し、了承を得るようにお伝えしております。

御相談があった方には個々の事情をお聞きし、それぞれに合った保育所を御提案していきますので、よろしく願いいたします。

また、特別な事案や問題には限らず、市民の相談など必要な案件につきましては、教育長に報告は常に行っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教育長さんまでお話が行っているということですが、そういった件数というのは、教育長は把握されておみえでしょうか。ちょっとそこまでは書いてありませんけれども。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今回の御相談の件に焦点を絞ってお答えさせていただきます。

先ほども事務局長から答弁いたしました。このような相談事については担当の課の課長から私のほうに報告は必ずございます。幼児教育課に限らず、学校教育課、生涯学習課、教育総務課からも報告はあります。今回の件もありました。

事情を聞いた上で、私も質問しました。この人は独り親家庭だけど無理なのかと質問したところ、担当課の課長は、点数において、指数ですね。点数において、さらに高い人がおります。今回の応募されたところは5人の枠に20名の応募がありましたと答えてくれました。そうかと言って私も確認した上で、そのときの状況を聞いたところ、相談者の方のお話を聞くときは、感情を押し殺します。感情的に話をお聞きすると、どうしてもうなずいてしまう。すると、相談された方が入所できるんじゃないかという期待を持たれてしまうので、どちらかという事務的になってしまっただけで申し訳ないということも教えてくれました。

その後、課長にまた確認したところ、この方の住所、それから勤務地、経路を確認して、ニーズは何なのかを改めて確認した上で次の提案をしたというふうに聞いています。今、その提案ならいけそうだということで、新たな申請をしたいというように申出をなされているというところまで報告を受けております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

次ですね。

瑞穂市立保育所運営規程第10条では、利用定員が1,210名ですが、保育利用の需要の増大や

その他やむを得ない事情があるときは、県の基準条例に定める範囲内で定員を超えて園児受け入れができるとなっておりますが、市勢要覧の資料編16ページのR 3年4月1日現在、入所児童数は1,058名です。このデータを参考にすれば、定員割れで待機児童は生じないと考えられるが、ほづみの森こども園は定員90名で、各年齢ごとに定員枠が充足している。この園は入所希望者が多く、保育に特徴があるということです。市はこの保育所に対して定員増の働きはされていますか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ほづみの森こども園につきましては、令和4年4月入所では44人の入所希望がありました。定員都合上、そのうち12名の御案内となっております。なお、令和3年4月の入所では31名の入所希望がある中、20名を御案内いたしました。

市では、年々希望者が増加している状況を施設にもお伝えし、利用定員の増加を検討していただいているところであります。

ほづみの森こども園からは、安定した施設運営を図るために、継続して需要があれば増加を検討したいと伺っておりますので、今後も申込状況などを共有しながら、適切な利用定員の設定に努めてまいりたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

最後にお尋ねをしますけれども、牛牧第1保育所を含め8つの公立の保育所があります。

また、私立は清流みずほを含めて7つの保育所がありますが、今後のこうした公私連携型保育所、公立を含めて公私連携型保育所にするのか、牛牧第1や生津小校区、巢南地区、巢南地区は保育・教育センターといいますか、そこらがあるわけですが、この運営状況といいますか、公私連携型に持っていくのか、あくまでも公立でやっていく、今8つある中の幾つかは公立やと、そういう何か方針といいますか、そういうものはあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 瑞穂市保育所整備計画におきましては、未満児保育を解消するためというところと、校区のつながりというところがございましたので、まず生津校区までの保育所を公私連携で考えております。それ以降に関しましては、まだちょっと詳しい計画というものは立てておりませんので、今後検討していかなければならないところかと思っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

それでは、2番目の市街化調整区域における住宅建築について質問をいたします。

現在、懲罰の中に入っていますから、言葉を慎んで選択しながら質問したいと思います。

まず初めに、住宅等を新築する場合など、建築基準法が適用されるが何条かとお尋ねいたしますけれども、私はそこら辺は詳しく分かりませんので、ここでは市街化調整区域の農家住宅、あるいは専用住宅等のことではありますが、どのような建築基準法が適用されるのかお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） まず、どのような建築基準法が適用という御質問ですが、建築基準法はすべからず市街化区域も調整区域も同じだというふうに認識をしております。

その中で第何条かという御質問がありましたので、お答えします。

建築基準法第6条において、建築主は、建築物を建築しようとする場合、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとなっており、この条文に基づいて確認申請などの申請が行われておるものだと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 6条までは調べておりませんが、市街化区域と調整区域ではどこかが違うと思うんですよね。建物は一緒としても、その取り巻く条件があると思うんですけれども、違いますかね。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 御質問の建築基準法において、この第6条の取扱いが市街化区域と調整区域で違うというようなことはないと思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私の住んでおるのは市街化区域ですので、例えば側道があつて、接道といいますか、そういうところは何らかの基準が適合しておるから建てられるんだと。調整区域は、例えば接道が4メートル以上あればという話ですけども、そういう基準から外れている、未満の接道については建築ができるのかなあと、そこら辺が疑問になるんですけど。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほどは建築申請のお話をしましたが、今の御質問の道路に関しましては、建築基準法の42条と43条のことで、こちらを取扱いの考え方はほぼ同等というふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと最後のが分かりませんのでもう一度お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 道路と接道という部分で、42条と43条に関する部分で、その扱いは変わらないと思います。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回、私が市街化調整区域での建物の話をするわけですが、これは私一人の話じゃないんですよ。地域の皆さんがそういった調整区域において、自分の土地があって、分かれを造るとか子供の家を造る、そういうことをしようと思ってもできないんだと。中身のことはよく分かりませんが、できないんやと。調整区域はできないんだと、このようにお話を多数受けているから代表して私が質問していると、こういうことですよ。私個人の話じゃないんです。地域の皆さんから、周辺の皆さんから、調整区域には家が建たん、そういうことをずっと前から言われている。何でだろうなあということで質問しておるんです。もう少し詳しく答弁をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 調整区域におうちが建たないというお話ですが、現実として調整区域にもおうちは建っておると思います。

特に、例えば農家住宅などは建築が今もされておると思います。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それはなぜ建てられるの、家を、調整区域で。例えば道路は、普通、我々は申請するんですけど、そういう司法書士とかいろいろな人に頼んでやるんですけども、例えば道路が狭かったら、1メートルか2メートルしかなかったら、家は建てられるのかなあ。許可は出るのかなあ。何か基準があるんじゃないですか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほども少し建築基準法の42条と43条に触れましたが、こちらに該当するものでなければ建たないと思います。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと休憩しますけど、四十何条ですか。これを欲しいんですけども、見たいんですが、資料提供していただけますか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） では、ちょっと抜粋というか大まかなことだけを説明させていただきます。

42条は道路のことを書いてありまして、幅員が4メートル以上のものを道路と。あとはただし書といいますか、42条の2項の中で、4メートル未満の場合は道路から後退をして4メートル以上確保、ちょっと概略になりますが、4メートルを確保するように後退をする。

あと、43条では、その道路に接続する部分、自分の土地が道路に2メートル以上接しなければならないというのが大まかな概略になります。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは調整区域でもこれが適用されるということやね。そういうことですか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） はい、同じ適用だと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そうしますと、周辺の皆さんからそういった調整区域に土地を持って、将来いろんなことを考える場合には、建物を建設できると。4メートル未満であっても後退してやれば家ができる、いろんなことができる。このようにお答えしてよろしいですか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 道路の幅員等につきましては、それぞれの現況等が関係してきますので、それぞれの建てられる前に市のほうへお尋ねをいただきたいなと思っております。そういう意味ではケース・バイ・ケースということもありますので、計画をされる段階で市のほうに御相談をいただきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 調整区域ですので、1間道路とか2間道路と昔言っていましたわね。ですから、4メートル未満、3メートル前後、先日、巢南で管理課で資料を取ってきましたけれども、3メートルという道路がほとんど調整区域にあるわけです。幹線はそのように4メートル近くあるんですけども、枝の道等といいますか、側道といいますか、そういうところについては3メートルぐらいと。そこに家を造る場合は、1メートル後退してやっっていけば調整区域であっても建築事務所へ書類は提出できる、許可できると、このように考えていいですね。そのように地域の皆さんに説明をしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほども説明しましたが、建築される前に、道路によってはケース・バイ・ケースということがありますので、計画をされる具体的な土地などをもって市役

所のほうで確認をしていただきたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ケース・バイ・ケースというのは言葉を濁しておるんですね。はっきり言ってくださいよ。できるのかできないのか、建築が。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） ケース・バイ・ケースと申したのは、それぞれの場所によって当然道路の幅員も違いますし、現況の道路の形態も違うと思いますので、そのようなものを確認していただいて、確実に確認申請を出していただきたいという意味で申しておりますので、何でもかんでも一律にいい悪いというような判断がちょっとここではできませんので、具体的な計画を立てられて、ぜひとも市のほうへ事前確認をしていただけるといいかなあと 생각합니다。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に行きましようかね。

建築事務所でいろいろ資料等を取ってきたんですけれども、家等を建てる場合、そういった場合は担当のところへ書類等を、自分じゃなくて司法書士とかいろんな人を頼んで出すわけですから、[※] _____、_____、_____、

_____、_____、_____、

_____、_____、
_____。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） _____、_____

_____、_____、
_____。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回の議案、65か66だったか、農業委員会の選任の話がありました

※ 後刻取消発言あり

ね。農業委員を選ぶ場合に、今回は珍しく議案が2つに分かれてきました。ここで話をするんですけども、1つの議案は私の家内が農業委員ということで選任をされた議案、もう一つは十何人の議案が一括で出てきました。私は議員という立場ですので、その議案に対していいか悪いか、そういう判断はできません。できないルールになっています。それは自治法で決まっておるんです。退席せないかん。だから抜いて議案が2つに分かれておる。こういうことですね。これでいいんですね。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） その件に関しましては、全員協議会であったかちょっとあまりはつきり覚えておりませんが、先ほど松野議員がおっしゃったとおり、地方自治法の117条で議員の方の配偶者の議事には参加できないということがありましたので、逆に松野議員の奥様以外の議案には賛否が参加していただけるというようなことで議案を2つに分けさせていただいたという説明があったと思います。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ※ _____。 _____、 _____。

_____。

○議長（広瀬武雄君） _____、 _____。

○17番（松野藤四郎君） _____。

[「通告したか」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） _____。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） _____、 _____

_____。

○議長（広瀬武雄君） _____、 _____、 _____。
_____、 _____。

※ 後刻取消発言あり

○17番（松野藤四郎君） ※ _____、_____、_____、_____、_____。
_____。

○議長（広瀬武雄君） _____、_____。
_____。

そういう点で、改めて質問のし直しをよろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） あとは通告の8番目がありましたけれども、これについては取消しをいたしますので、よろしく申し上げます。

以上、まだ時間がございますけれども、保育所の関係、あるいは市街化調整区域、そういったところにも道路が狭く、通常は4メートルあんなあかんですけれども、未満であっても後退してやっていただければ、ケース・バイ・ケースで市のほうは受け取って、西濃の建築事務所へ提出し許可が出ると。このように皆さんにお伝えしてもいいね。よろしいですか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員の御質問は、4メートル未満の質問にちょっと偏った質問になっておりますのがちょっと疑問ですけれども、その辺を含めまして市役所のほうで確認をしていただきながら事務を進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時45分

再開 午後2時03分

○議長（広瀬武雄君） 傍聴者の皆さんをはじめ、おわびを申し上げたいと思いますが、予定の時刻を7分ほどオーバーいたしましたことをおわびいたしまして、続行したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は3問質問をさせていただきます。

※ 後刻取消発言あり

最初の1問目は、富有柿栽培の将来と支援についてと、2問目は、工場誘致適地候補地の見直しについてでございます。3問目は、農振農用地からの除外申請の回数の変更について。この2番目と3番目は関連がございますけど、この3問につきまして、これから質問席で質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

では、最初に富有柿栽培の将来と行政の支援についてということで、お答えは市長と、そうしまして都市整備部長にお願いをいたします。

温暖化影響、農家に真っ青。20年後の着色不良の危機というようなことで、実は10月9日の地元岐阜新聞に柿生産者にとりましては大ショックの記事が掲載されました。

岐阜県の特産品でございます富有柿の鮮やかな濃いだいだい色の柿が、約20年後の2040年代には地球の温暖化の影響でこの姿は見られなくなるかもしれないという記事でございます。

これは、県と岐阜大学でつくる岐阜県気候変動適応センターが10月8日に、9月の平均気温の上昇によって、本市と隣の本巣市など、現在の産地のほとんどの地域では柿の着色不良が起きるとい研究成果を発表されました。これは岐阜大学応用生物科学部の山田教授、そうしまして同大学の流域圏科学研究センターの原田准教授、そして県の農業技術センターの協力によりまして調査されたものでございます。この研究チームは過去の気象データを基に、富有柿の栽培に適した土地の地図を作成しまして、2040年代に見込まれる気温の変化を調べたものでございます。

柿は緑色の成分クロロフィルが薄くなり、だいだい色の成分カロテノイドが濃くなることで色づくと言われております。この岐阜大学の山田教授によりまして、カロテノイドがうまく合成されない9月の平均気温が21度から23度というその指標を将来は大半の産地で超え、着色不良のおそれが高まることが判明し、熟しても緑色が残る柿になるということでございます。

県庁で開かれましたこの研究報告会で、山田教授は、甘みがあっても色の乗らない柿が近年多く見つかっていると。もう既に変化は始まっているということを強調されまして、温暖化の進行に警鐘を鳴らされました。その対応策としては、品種の選定や亜熱帯系作物への転換などを上げられ、農家への情報提供も始めるという、まさに衝撃的な記事でありました。

私はこのニュースの出所先から見ると、信頼度の高い情報であるというふうに考えております。私も柿生産者でございます。近年の柿の着色を見ますと、柿が熟しても果実の表面に緑色が残っておるとい柿を散見してございまして、この要因は何だろうなあということは思っております。そうしまして、これが10月9日の岐阜新聞に掲載されまして、それ以後、11月の半ば頃だと思っておりますけど、テレビにも放映されたということも私は記憶いたしております。

このような情報を、柿の生産者はこのニュースの報道の衝撃度というものは非常に高く、私も9月の一般質問の中で、柿のことにつきまして3点ほど質問させていただきました。そこには、巣南の選果場がなくなって、これは本巣市の、今、糸貫にございますその選果場に集約を

されるということと、そうしまして屋号の問題ですね。昔は丸巢であったんだけど、今度はこれが丸阜になって、今度は「阜」になって、それから市長も御存じのように、富有の上のちよぼが抜けた「丸富」になるというようなことと、そうしまして我々行政として心配しておりますふるさと納税の商品提供の場合に、この巢南の、要するに富有柿の発祥地の柿が本当にふるさと納税を申込みしていただいたところにその商品が行くかというような3点を実は質問させていただきまして、また今回12月、またこういう富有柿のことにつきまして質問をさせていただいておるようなわけですが、このようなことで生産者の方も、今申し上げましたように、柿の選果場が1か所になったということですね。そうしまして、先ほど来私が申し上げておりますように、今年は特に柿の品質が悪かったです。ですから、大手の生産者の方にお聞きしましても、昨年対比、よい人で30%、悪い人ですともう10%から15%というお話を私は承っております。そのようなことで、要するに生産量は減るわ、販売金額が減るということは実入りの要するに収入が減るというようなことで、結果的には生産者の方の生産意欲がなくなってくるということは、風が吹けばおけ屋がもうかる論理やないですけど、そうしたらもう年もいっているから、まあここら辺が引き際だなあというようなことも、私は選果場でお聞きしたこともございます。

このような状況下におきまして、本市は富有柿発祥の地でございます。それで、本市の産業分野の中で、農業部門の支柱でありますのはこの富有柿でございます。そこで、行政サイドとして、今後このような現状を踏まえてどういうふうに支援、この現状をどういうふうに捉えておるとかということと、それから今後行政サイドとして、この柿生産者に対する支援体制をどういうふうに考えておるかということ、この2点につきまして御返答をいただきたいと思ます。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 杉原議員の御質問にお答えいたします。

議員より御紹介いただきました記事の内容につきましては、私どもも今後大変なことになるのではないかと衝撃を受け、生産者の皆さんにとっては、精魂込めて育てた富有柿が出荷基準を満たさなくなり、出荷できなくなるなどと危惧されておられると思います。

県の農林事務所の柿担当普及員の方にこの件についてお伺いをしましたところ、まだ事態の全容はつかみ取れていないが、気候変動に耐え得る富有柿を育てるため、個々の生産者において実施できることとしては、縮伐、間伐、防除など健全な栽培管理を徹底することが大切であるとのことでした。

市としましては、健全な栽培管理の徹底につなげるため、柿振興会の実施する栽培研修を今後も支援していきたいと考えております。

将来的にも富有柿のブランドを守りつつ、温度の影響を受けにくく、高温時にも着色するよ

うな新たな品種の導入も農業振興会、J A ぎふなどの関係機関において検討いただく必要があると思いますが、今後市では着色の状況把握、最新の生産技術について情報収集に努め、農業振興会、J A ぎふと連携を図ることや、ふるさと納税の返礼品として、当市で発見されましたすなみ柿を取り入れることなども検討しながら生産者を支援していきたいと考えております。

また、記事によれば、熟しても緑色が残るということでしたが、出荷については現行の着色の出荷基準を見直していくことも対応の一つだと考えております。ただ、出荷できても店頭で消費者に手に取ってもらえるかということが不安として残ります。

この点の解決は決して容易ではないと考えますが、緑色であってもこれまでどおり味に影響はないと研究チームでも言われておりますので、大切に育てられた富有柿で甘みがあっておいしいことを農業振興会と協力してPRしていくことが富有柿のブランド価値の維持向上につながるのではないかと考えております。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、桑原部長のほうからお話がありましたんだけど、技術的な問題として縮伐とか間伐、それはいいんですけど、それ以外に私が先ほど質問させていただきましたように、気温の問題なんですね。ですから9月といいますのは、ここ例年を見ていると、本当に30度近い気温で推移しておるわけなんですね。それで、柿というものは、要するに日中は気温が高くていいんですけど、朝晩冷え込まないといかんのですよ。そうしないと甘みのある柿は出てこないです。それで、今その緑色の表面が、私も柿生産者ですからよく見ておるんですけど、先ほども言いましたんですけど、これがもう四、五年前から始まっているんですよ。ですから、これはやっぱり気候の温暖化ですから、そういうことで柿振興会と農業試験場でそういう栽培技術的なことはできるんですけど、自然界を相手にした気温を十何年前のように、秋は本当に涼しくなってくるというような気温ではないですから、だんだん平均気温も上がってきますもんで、私はこの岐阜大学の先生たちが報告されましたことは、私、先ほど言いましたが、本当に一理あると思うんですよ。ですから、それは私個人としまして、今返事をいただきましたんですけど、技術的なところはそういうことでよく私も理解できるんですよ。本当に甘みのある柿というものが本当に出荷できるかなあということは、私は甚だ疑問に思っておるわけでございます。

そして、消費者のほうもやはり非常に品質のことにこだわりがございまして、表面、特にてっぺんのところの色がそうやってツートンカラーで出ておりましたら、もうこれは正常品じゃなくて、要するに並品とか、あとはもう格外ということで出荷ができないというようなことになりますもんで、それはそれとして、僕がここで言うておっても、じゃあおまえ、結論は何かそういういい秘策があるかということをおっしゃると、私はそういう研究者ではございません

もんであれですけど、そういうことで今の部長の返答を前向きに考えまして、そういうこともやはり基本の問題のそこら辺をどういうふうにするかということもまたよく調査をしていただきまして、柿の生産者も大体平均年齢がもう今70代後半くらいになってきておるんですね。ですから、もういつやめてもいいよという人が見えますもんですから、こういう衝撃的な情報が出ますと、もうやめたという話になってしまいますもんですから、そこら辺はやはり先ほど来言っていますように、ここは富有柿の発祥の地ですから、これは守っていかなくてはならないということをございますから、ぜひともそういう総合的な観点から、気候の問題とか、それから今の技術的な問題も含めまして、総合的に対処策というかそういうものを考えていただきまして、とにかく生産者の方に早くフィードバックをしてあげてください、情報を。そうしないと、もうこれから柿の剪定に入ってきますから、そうしますとまたぼったぼったと柿畑を間伐されて、もう切り倒されるというところちょっと表現が悪いんですけど、切られて、それこそ耕作放棄地になりかねませんから、そこら辺をよく考えていただきまして、クイックレスポンスじゃないですけど、早く生産者の方に情報を流していただきたいということで、市長にはまた後で一度、またまとめてほかの件でもお答えいただきますから、次の質問に入りたいと思います。

2つ目は、工場誘致適地候補地の見直しでございます。

これもまたちょっと市長と都市整備部長にお答えを願いたいと思っております。

私、2019年3月の定例議会の一般質問で工場誘致計画について質問をいたしました際、行政サイドより、市内に7か所、面積にしまして80ヘクタールの工場誘致適地候補地の答弁がありました。その場所は、1か所目が市内北西部、西ふれあい広場東側、森周辺地域の10.1ヘクタール、2つ目が巢南庁舎北側の田之上周辺地域の5.5ヘクタール、3か所目が美江寺・大垣線と穂積・巢南線の交わる古橋地域14.5ヘクタール、4番目が県道岐阜・巢南・大野線沿いの美江寺周辺地域で10ヘクタール、5か所目が県道171号線、美江寺・西結線沿いの十七条、十八条地区で27.6ヘクタール、そうしまして6か所目が北方・多度線の祖父江地域周辺で9.1ヘクタール、最後の7か所目が宝江周辺地域の3.2ヘクタールが示されました。

そこで最初の質問でございますが、都市整備部長にお願いいたします。

3つ質問しますから一緒にお答えいただいて結構でございます。

1つ目といたしまして、この間、この3年弱の間に、企業の何社がどの地域に進出され、現在事業を展開されているかということですね、1つ目。

2つ目には、何社ほどがどの地域に進出決定をされておるかということですね。

そうしまして3つ目には、どの地域に何社ほどの進出の打診が来ておるかということをお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） それでは、この3年間弱で企業がどの地域に進出決定をされて

いるかということについてお答えをいたします。

市が把握しているものにつきましては、移転・増築に加え、これから事業展開されているものを含め13件あります。

地域で見ますと、十七条、十八条、美江寺地域で5件、牛牧、野田新田地区で6件、稲里地区で1件、馬場春雨町地区で1件となっております。

あと、どの地区に何社ほど進出検討がされているかという御質問ですが、令和3年4月より農振除外に係る市の適合基準を一部改正し、工場、事務所等の施設用地であれば農振除外することが可能となる地域を新たに指定しましたが、この地区に複数の事業者の方から問合せをいただいております、うち1社は具体的に進出を考えておるといふふうにお聞きしております。また、以前より農振除外は行われておりましたが、なかなか企業進出がありませんでした事業地につきまして、先日土地の取得があったとのことをお聞きしておりますので、今後農地転用など申請手続が進んでくるものと思われま。

また、田之上地区にも1件の空き物件がございますが、跡地利用について複数の問合せがあるとお聞きしております。市街化区域にはなりますが、昨日もちょっとお話ししましたが、国道沿いには商業系の大型店舗の進出計画がされており、今後具体的な事前相談が行われていくものと思ひます。

3つ目の質問で、7か所を工業誘致適地候補地に選定されているがという御質問でしたが、この7か所につきましては、平成29年度に実施をいたしました企業誘致に向けた土地利用基本構想等策定業務において検討・評価対象とした地区の数となっております。

その中には、まず十七条地区などの空き区画への誘致を優先したいということから、十七条地区が最も点数が高かった。現実的な可能性があったといふふうにお聞きしております。

今後の農振除外や農振白地の転用状況、特に先ほど説明しました十七条地区などの転用可能な農地への企業進出が県との協議におきましてもポイントとなっておりますので、各地域の周辺を見ながらにはなりますが、まずはここの十七条地区の工場進出を目指していきたいといふふうにお聞きしておりますので、よろしくお祈ひします。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私が次質問しようと思っておったところ、今、今後も行政としてそういう適地があればそこも工業誘致適地ということで考えるということでお話ございました。

そこで、私、1か所ちょっと提案をさせていただこうと思っております。

その提案いたします場所は、要するに工場適地条件といたしまして高速道路、昨日も市長が広瀬議員の質問の中でお答えされておられますけど、それから幹線道路へのアクセスの良好地を考慮しますと、私は本市の北西部でございます七崎地域でございます。この地域は県道53号

線、岐阜・関ヶ原線ですね。この4車線化しておりますところと、そうしましてすぐ揖斐川を渡りますと、昨日から何回も出ております大野神戸、東海環状自動車道のインターが近隣地にあるということで、私は今の現在の7か所と、そうしまして私が今提案をさせていただきました七崎地域を、むしろ8か所をその適地候補といたしました場合、私はランクづけしましたら、私が今提案している先が一番最上位の条件の先だと私自身は考えております。

ということはどういうことかといいますと、近年、近隣他市町の企業誘致活動状況を見ますと、高速道路のインターチェンジ付近、それから幹線道アクセス道路の周辺、それから道路整備ができておるといことですね。それで自然災害に耐える強固な地盤であるということ、そうしましてある程度の広範な面積を有しておるといことと、あとソフト面でいいますと、行政のサポート窓口の設定など、このハード・ソフト両面にわたり整備の充実している先が企業誘致を有利に導く条件と私は考えておるようなわけでございます。

そこで、今、近隣近隣と言っておりますから、本巣市と大野町の状況につきまして、私の持っておる情報の範囲で一部御紹介をさせていただきます。

隣の大野町は、もう皆さんも御承知だと思います。9月10日に電子部品大手、大垣に本社がございますイビデンさんが大野神戸インターチェンジ近くに工場用地ということで、これは半導体の会社ですね。15ヘクタールを取得し、イビデンさんも全国どこにあるかということまではちょっと調べてきていないんですけど、一応国内工場としては最大の規模になるということも新聞紙上にも発表されておられます。

また、11月18日に某新聞紙上に、トラック運送業や建築資材の搬入・組立て・運搬・倉庫の一時管理などを手がける物流倉庫業でございます広島市に本社がございますKUBOX Tさんが工業団地のテクノパーク大野に進出され、工場用地を3.3ヘクタール取得されたと。2022年10月着工で、2023年9月に操業開始を目指す記事も掲載をされております。

さらに、JA岐阜厚生連さんが（仮称）新病院ということで、西濃厚生病院を県道53号線ですね、先ほど言いました岐阜・関ヶ原線と、そうしまして大野神戸インターチェンジに隣接した場所に、規模といたしまして総延べ床面積で3万8,000平方メートル、病床数として400床の病院を造るといことと、本年11月、もう既に着工が始まっておるはずでございます。そうしまして、2023年10月に開院を目指す工事中であるといこととでございます。

大野町はそういうことと、非常に今42市町村で、私、東濃とか飛騨のほうは分かりませんが、この地域で今一番そういうことと工場誘致に一番熱心なのは大野町ではないかなあというふうに思って、今、大野町の紹介をさせていただきます。

では、隣の本巣市はどうかといいますと、これもホームページで見ますと、まだ決定はしておりませんが、昨日もお話に出ておりますように、（仮称）糸貫のインターチェンジ、これは再来年にインターチェンジが開設されるといことと、ここの本巣市の企業に対する立地条

件のセールスポイントは、要するに今言いましたインターチェンジ、東海環状の今度は糸貫にできるインターチェンジと、それから県道の岐阜・関ヶ原線の53号線をセールスポイントにして、また新たに8か所の工場適地候補地を設定しまして、ここは今のところ、私は内容までは深く調べてございませんもんでここで御紹介はできませんが、バイオーダー方式で工場用地をあっせんするというので、前のように工業団地を設置じゃなくて、バイオーダー方式で10ヘクタールとかそんな大きな面積はないと思いますけど、そういうことでバイオーダー方式で本巣市は今後も企業誘致を展開していくというようなことでございます。

ここでちょっと市長にお伺いをしたいんですけど、このように本巣市、それから先般北方町のほうも工業団地のところも視察をしてきましたし、私、11月ですか、産建のメンバーで可児市のほうも行ってきましたんですけど、こういうことで、山梨市も一生懸命やっておられます。昨日も市長からお話ございましたように、海津市のほうも一生懸命企業誘致をやっておられるということでございます。

このように、工場誘致を各地方自治体が一生懸命展開をされようと、現在、i n gのところもでございますんですけど、こういう状況を鑑みられまして、市長には私、本市の産業政策、特に工場誘致関係を中心にどういうお考えでられるかということをご披露していただきたいという、昨日の広瀬議員とちょっと重複するところがございますけど、それはそれで結構でございますけど、市長、お願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 七崎地域の検討の提案、ありがとうございました。

昨日も守克議員の中で道路の重要性というところはインターチェンジ、瑞穂市でいいますと大野神戸インターチェンジ、国道21号、あと安八スマートインターチェンジということでお話をさせていただいておりますので、今後七崎地域、あと昨日お話をしました南部の調整区域についても少し頭に入れながら考えていく必要があるなというふうには考えております。

昨日と同じような形ですので、今の市の取組は、もう一度御紹介したほうがいいですかね。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 杉原議員からの工場誘致の候補地の御質問をいただいております。昨日の広瀬守克議員からは市街化調整区域への企業誘致でしたが、杉原議員からは農業振興区域への企業誘致の御質問だと思います。

まず国のほうでは、少子高齢化が進む2040年の問題への対応としてコンパクトシティというのを言われております。私が考える瑞穂市のコンパクトシティは、国が進めているコンパクトシティの本位を生かしながら、瑞穂市の面積的なこと、行政規模や地域の特性を踏まえた上で、穂積駅を拠点とした公共交通のネットワークを図り、それぞれの各地域の生活拠点との連携を図りながら、それぞれの校区、それぞれの地域、自治会が将来にわたって持続可能

なものでなければなりません。また、企業誘致についても同様に、市街化調整区域、農振区域においては、国道や県道などの今の市内の状況に応じて農業を振興する区域と、そして企業を誘致する適地とを区分した、そんなまちづくりを考えていかなければならないと思います。

昨日もお答えをしておりますが、例えば市内で1万坪の土地が用意できませんかと聞かれても、現在の市街化区域にはそんな大きな土地はございません。市街化調整区域か農振区域ということになります。担当部署に十七条地内における企業誘致の状況を航空写真の上から確認をしました。一つ一つこの土地はどうなっているのかということを確認しますと、現在は未利用、田畑になっているところも何がしかの企業が計画をしているといいますか、計画の候補になっているというような、そんな説明も聞きました。そして新たに農振除外された地域についても、先ほど都市整備部長のほうからお答えをしておりますが、多数の問合せがあり、早くもある程度決まってきたというような、そんな状況であることも分かりました。

そうすると、新たに企業が進出してこようとしても、用地がないということになります。現在の農振区域の除外には、未利用地がなくなるとなかなか次の農振除外が困難になるというような、そんな課題もございます。

私は、この準都市計画区域である地域は自由勝手に開発や建設が行われると、将来都市としての整備をするときに支障があると認められる区域でありますから、瑞穂市の都市化、そして将来を考えた企業誘致であること、農業振興地域と企業誘致の地域をしっかりとエリアを区分した企業誘致を進めるということも農業委員会の皆さんには御理解をさせていただく点だと思っております。

また、杉原議員から、企業誘致がどの部署で行われているのかもなかなか明確にならないというような、そんな御指摘もありましたので、現在進めております係制の下で企業誘致の係も検討してまいりました。

また、私もそうですが、企業誘致への経験も知識も乏しい、そんな職員も多いことから、民間の力を借りたり、専門的な知識や経験のある適任とする方が会計年度職員なんかで採用することができれば、さらに企業誘致も進んでいくというようなこと、今、東海環状自動車道がオープンするインター周辺の市町では、本当に企業誘致が盛んになっております。遅れないためにもしっかりこの企業誘致を進めていく、そんな決意であるということをお理解していただきたいと思い、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、市長からコンパクトシティーで、それから計画された都市計画の下に、特に今残っております優良農地でございます、この巢南地域の中でも西・中校区、一部牛牧地域のほうもございますけど、そういうことでございますけど、企業サイドからいいまし

たら、これはもうタイミングの問題なんですよね。ですから、我々が計画を練っておりましたが、プランをつくった段階で5年後でやっておいたら、もう企業は進出ということもよく分かりません。私は、これは神のみぞ知るわけですが、ただ、今この経営・経済環境を見ますと、私も、手前みそで申し訳ないんですけど、企業のトップの方とお話しさせていただく機会も結構あるわけなんですけど、タイミングだと言われるんですね。

ですから、そういうことでもう他市町、要するに瑞穂市を取り巻く大野町にしても本巢市にしましても、それから北方町にしましても、それから山県市にしましても、それから今度は海津市もそういうことで一生懸命企業誘致ということをやられるということは、やはりそういう先の経営、要するになかなか見通しが立たないわけでございますけど、やはりもうやる時には積極果敢に、企業にしても本業は大事ですけど、そこから枝葉的に分かれていて、そういうことで多角化経営ということも会社の社長さんたちも言っておられますから、そういう意味からいいますと、非常にこの瑞穂市の中・西校区といいますのは、本当にそういう点では企業からのニーズというのは結構私はあるというふうに考えておりますから、そこら辺はまた行政内でいろんな意見調整をしていただきたいと思いますと思っております。

そこで3番目でございますが、これは2番目と関連してくるわけなんでございますが、農振農用地からの除外申請の回数変更ということで、これは都市整備部長にお伺いをいたします。

本市は、現行、農業振興地域の農用地区域からの除外申請は年1回の受付対応となっております。私は以前より定例議会一般質問で、農振地域整備計画の適合基準の見直しの質問を何回もさせていただいております。今後の効率的土地利用促進のために、申請受付を年1回から2回に変更をしていただきたいと思いますということで行政のほうに考えをお伺いいたします。

その回数変更の理由は2点、取りあえず申し上げます。

その1つの理由といたしまして、農振地域といたしまして、特にこれは西校区と中校区でございますが、住宅用地の需要増大が予測されます。特に、中・西校区は人口減少が顕著になっており、農振地域の指定の弾力性を図り、農地の有効活用により住宅建築を積極的に推進し、人口の増大を図らないと集落が埋没の危機感から、私は過去何回も質問をいたしております。

そこで、一昨年行政サイドより、平成22年度から令和元年度までの10年間の西校区、中校区の人口動向の調査をしていただきまして、この間、西校区におきまして320人の人口の減少と、中校区におきましては120人減少していることが判明いたしました。

そこで、行政サイドからは、自治会、子ども会等地域コミュニティの低下で日常生活への影響があるとの判断から、当面の目標値として、この10年間人口の減少になりましたものを回復するために、人口増加策として住宅建築の促進を図るため、住宅用確保のための基準案を提示していただきました。

そこで、農振農用地の除外農地確保のための計算根拠といたしまして、農振法除外基準の1

ヘクタール当たり40人で換算いたしますと、西校区で今320人ということでございますから、1ヘクタール当たり40人ということで見ますと、320を40人で割りますと8ヘクタール、中校区は120人減少しておりますから、これを40人で割りますと3ヘクタール、ただし美江寺には白地農地が2ヘクタールございますから、実質1ヘクタールという数字を農業委員会のほうに提示をしていただき、協議され、途中紆余曲折がありましたが、やむを得ない事情ということで容認されまして、本年4月から新適合基準により現在運用されております。これが1つ目の理由です。

2つ目の理由といたしまして、今後、工場誘致の適地における積極的工場進出並びに誘致活動等、工場の早期操業開始化のサポートをアピールするためでございます。

進出企業の立場に立てば、創業開始までの期間短縮は重要なファクターであると考えます。

この2つの要件を解決するために、農振除外申請の受付回数を増やすことが急務であると考えます。この回数を増やしていただきたいというものは、土地利用者の切実な声でもございます。行政サイドの対応をお伺いいたします。よろしく都市整備部長、お願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 本市では、農用地区域からの農振除外といった瑞穂農業振興地域整備計画の変更申出につきましては、年1回、毎年7月1日から15日までを申出期間として受付を行っております。

受付後に庁内会議をはじめ、JAや農業委員会などの関係機関への意見照会、諮問・答申を行い、県の農林事務所での審査などを行いまして、最終的には瑞穂農業振興地域整備計画書の公告・縦覧というようなことになっております。

このように手続としては大変多い手続となりますが、その理由といたしましては、農業を振興すべき地域として優良農地を確保・保全しながら国土資源の合理的利用を行っていくという必要があるためだと思います。

今回、議員から2回やっておるというところで、各市町の情報収集をしまして見させていただきますと、単純に言いますと、申出件数が多い市町は年2回、あまり多くないところは年1回というようなデータは出ました。本市では個人及び企業から農振除外の相談を受けたときには、毎年7月が申出受付期間であると伝えており、また申出期間前に十分な事前相談や県への確認も行っておることから、受付回数での御相談はございませんでしたが、議員より御提案いただきました農振除外の受付回数を増やす件につきましては、岐阜県さんとの調整が必要となることから、本市の現状などを県に説明し、今後協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私、今日突然こういうことで農振除外を1回から2回にしてくれというのを今日この場で初めて都市整備部長にこういう質問をさせてもらい、事前通告はしてあるんですけど、そういう質問をさせていただいて、私はちょっとなかなか難しいなあということで考えておりましたんですけど、今、話で前向きに検討すると。やはりこれは瑞穂市単独ではできません。これはやっぱり県との調整ということは私も十分そこは承知しておりますけど、やはり何でもこれはタイミングというものがあるんですよね。ですから、私のところにも、例えば住宅を建てたいんだけどということで書類を1種類ちょっと提出ミスしちゃったために1年キャリーしなならんと。そうすると7月であると、1年後には大体県の許可が下りてくるんだけど、そうするとまた2年たっちゃうんですね。そうしたときには、ほかの地域でも別にもういいわと、要するに、そういうとにかく早く住屋が欲しいと言われたときには、こんなことを言って申し訳ないんですけど、じゃあ瑞穂市内でも古橋地域とか牛牧地域とか本田地域、そちらでもいいわという話にもなってしまうんですね。けど、なるべくなら親元の地域のところで、隣接したところで家を建てたいということも私の耳にも入ってきております。

そういうことから、企業誘致の件も先ほど言いましたように、企業のトップの方とお話ししておりますと、とにかく回数を増やしてくれと。1回ではちょっと駄目やと。

そして、ちょっとこれは本題とは外れるんですけど、そのときにトップの人が言われるのは、道路整備もしっかりやってくれと。この2点をいつも言われておりますから、そういうことで、今日、都市整備部長から、私、一番難問であります第3問目の回数の増やすということを前向きに検討していただけるということで、それで十分収穫があったなあということで、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。議事の都合によりまして、暫時休憩させていただきます。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時10分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

松野藤四郎君。

松野藤四郎君の発言の取消しの挙手がありましたので、発言の取消しをお願いいたします。以上です。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございますが、発言の取消しを申し出ます。

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君から発言の取消しの今申出が正式にありましたので、発言

の取消しの説明を求めます。

○17番（松野藤四郎君） [※]先ほど一般質問の中で、調整区域における建物の件ですけれども、私が最後のほうに申しあげました、例えば私が課長であって、その子供が家を造る、こういうことでの以降の発言については取消しをいたします。

○議長（広瀬武雄君） それでは、地方自治法第117条の規定によりまして、松野藤四郎君の退場を求めます。

〔17番 松野藤四郎君 退場〕

○議長（広瀬武雄君） ただいま松野藤四郎君から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によりまして、御本人が今説明されました、例えばで表現された部分以降を全部取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、松野藤四郎君からの発言取消しの申出を許可いたしますということに決定いたしました。

松野藤四郎君の入場を求めます。

〔17番 松野藤四郎君 入場・着席〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君に申し上げます。

松野藤四郎君からの発言取消しの申出は、ただいま許可されました。

散会の宣告

○議長（広瀬武雄君） これをもちまして、本日は散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午後3時14分